第５次東海市ごみ処理基本計画（素案）

（令和９年度（２０２７年度）～令和１９年度（２０３７年度））

令和８年（２０２６年）１０月１３日時点

東海市

目　次

第１章　基本的事項 1
１．計画策定の趣旨 1
２．計画の位置付け 1
３．計画期間 3
４．計画対象廃棄物 3
５．計画対象主体 4
６．広域的取組の推進 4
第２章　東海市の概況 5
１．本市の位置と地域特性 5
２．人口動態 5
３．産業の動向 6
第３章　ごみ処理の現状と課題 7
１．ごみ処理の流れ 7
２．ごみ処理体制 8
３．ごみ処理の沿革 14
４．ごみ処理の実績及び課題 16
第４章　ごみ処理基本計画 24
１．将来人口及びごみ排出量の見込み 24
２．基本理念 26
３数値目標 27
４．基本方針と施策の体系 29
５．目標達成に向けた施策展開 31
基本施策１：普及啓発、情報提供、環境教育・環境学習の推進 31
基本施策２：ごみの発生抑制の推進 35
基本施策３：再使用、再生利用の推進 38
基本施策４：市の事業者としての率先的な３Ｒ活動の推進 42
基本施策５：家庭系ごみの適正排出の推進 43
基本施策６：事業系ごみの適正排出の推進 44
基本施策７：安全で、安定的かつ効率的な収集・運搬の推進 45
基本施策８：災害時における処理体制の充実 47
第５章　食品ロス削減推進計画 48
１．基本的事項 48
２．本市の食品ロスの状況及び課題 48
３．食品ロスの削減に向けた施策 53

第６章　計画の推進 55
１．各主体の役割 55
２．推進体制 56
３．進行管理 56

第１章　基本的事項

１．計画策定の趣旨

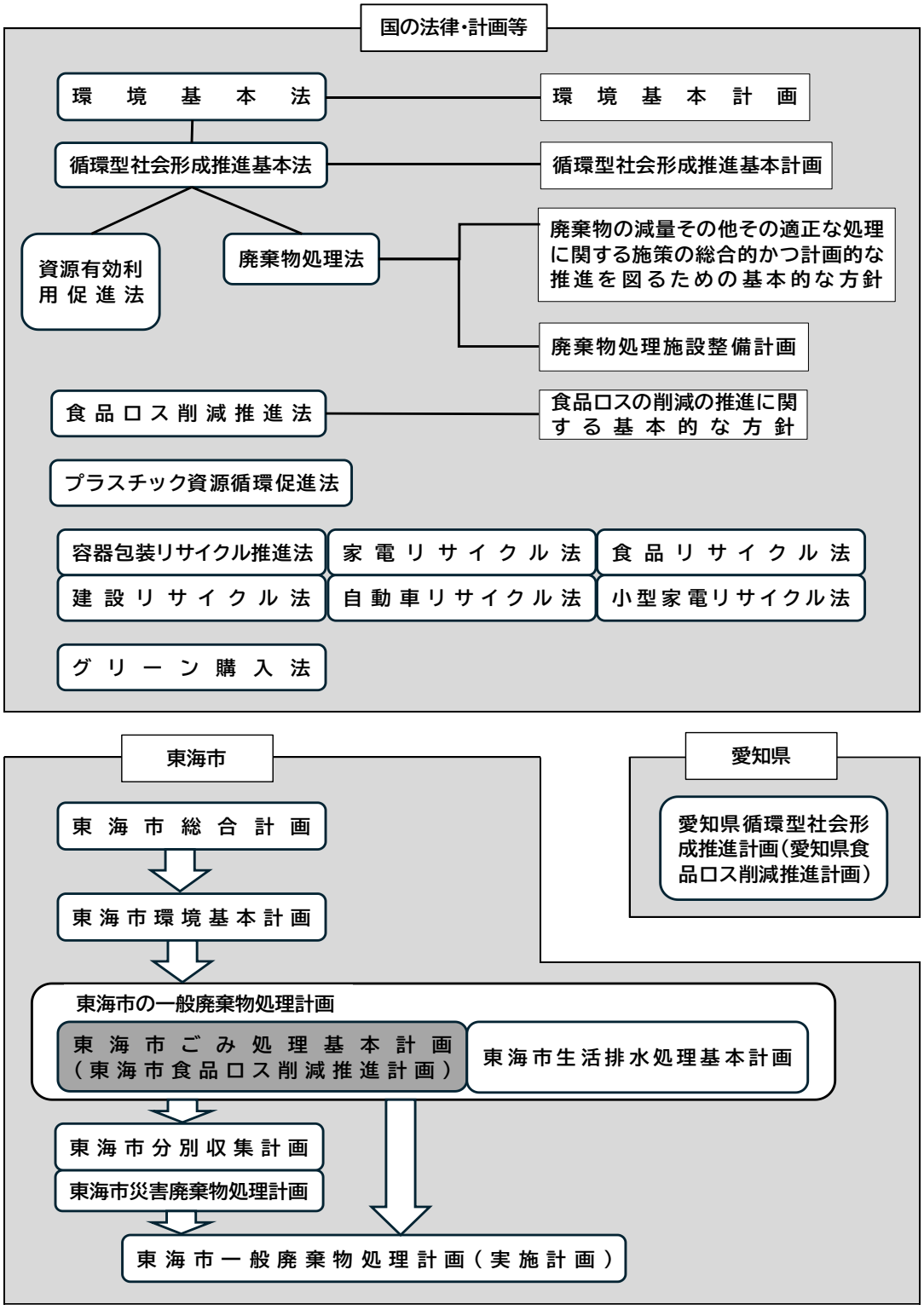
東海市（以下「本市」といいます。）では、持続可能な循環型社会の実現に向けて、平成28年度（2016年度）に、計画期間を10年とする第4次東海市ごみ処理基本計画を策定し、各種施策に取り組んでいますが、令和8年度（2026年度）をもって、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間の計画期間が満了となることから、本市を取り巻く状況や課題、社会情勢の変化を踏まえて、新たな方向性と取組を示すため、第5次東海市ごみ処理基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものとします。



２．計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年（1970年）法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」として位置付け、国の法律・計画等、愛知県循環型社会形成推進計画並びに第7次東海市総合計画、第3次東海市環境基本計画及びその他の市の計画との連携・整合を図ります。また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年（2019年）法律第19号）第13条第1項の規定に基づき、本計画に食品ロス削減推進計画を位置付けます。

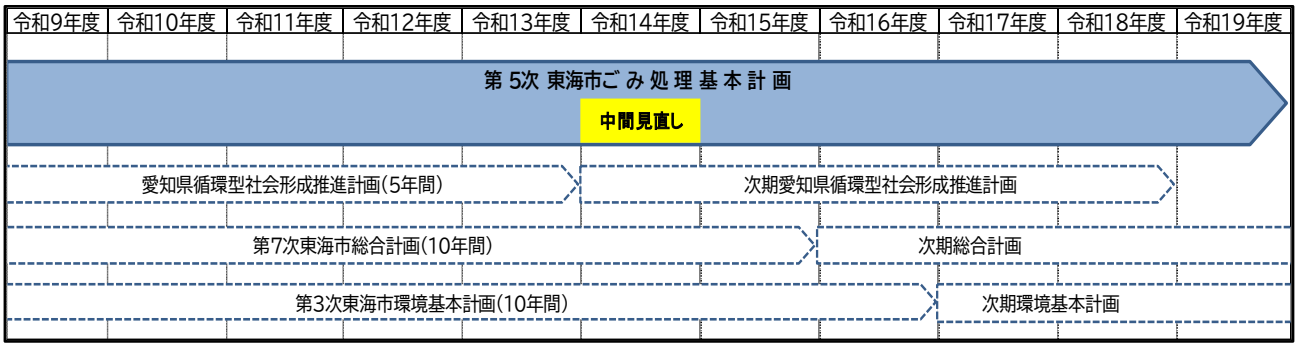
【図表 1-1 計画の位置付け】



3．計画期間

本計画の計画期間は、愛知県循環型社会形成推進計画の計画期間が令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間であることに鑑み、令和9年度（2027年度）から令和19年度（2037年度）までの11年間とし、令和14年度（2032年度）には、次期愛知県循環型社会形成推進計画を参照の上、必要に応じ、中間見直しを行うものです。

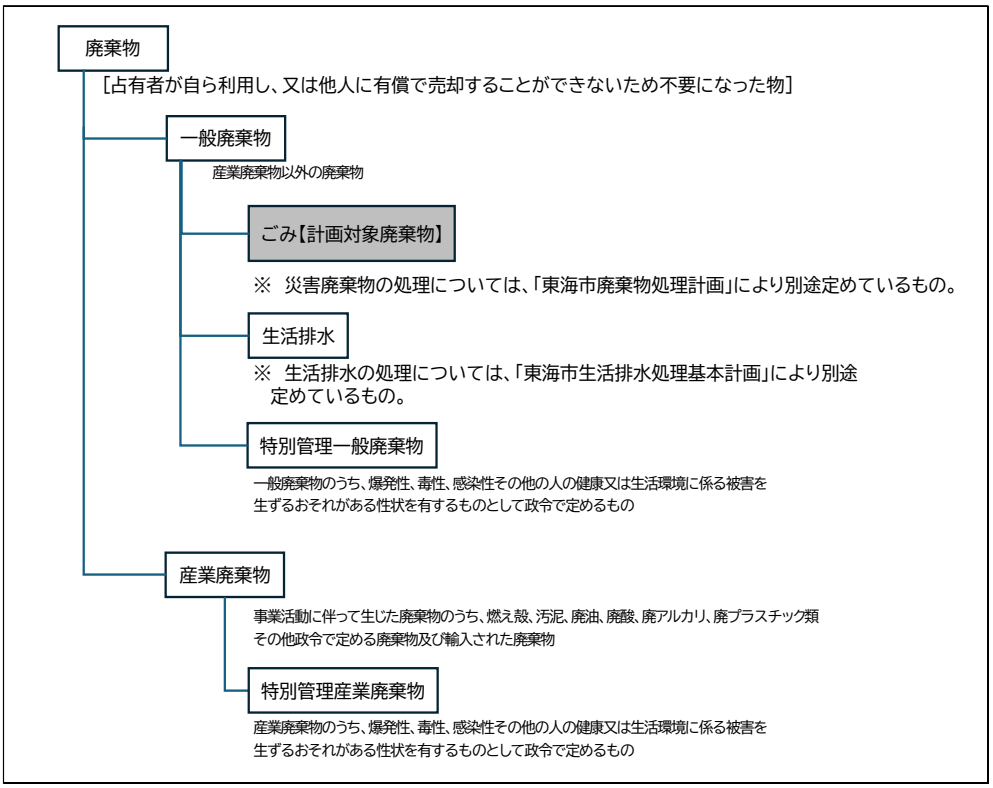
【図表 1-2　計画期間】



4．計画対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物のうち「ごみ」とします。なお、ごみのうち、本市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 に示すとおりです。

【図表 1-3　計画対象廃棄物】



【図表 1-4 処理対象外とするごみとその取扱い】

区分	主な対象品目	処理先
家電リサイクル法対象廃棄物	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫(保温庫・ワインセラーを含む。)、エアコン(室外機を含む。)、洗濯機・衣類乾燥機	家電量販店による引取り、収集運搬許可業者による引取り、指定引取場所への直接搬入
処理困難物	車・バイクの部品、タイヤ、ピアノ、農薬・劇薬、灯油、石膏等	西知多クリーンセンターに持ち込まず、販売店や廃棄物取扱業者による引取り

5. 計画対象主体

本計画の対象となる主体は、図表 1-5 に示すとおりです。

【図表 1-5 計画対象主体】

主体	範囲
市民	市内に在住する方
地域・団体	コミュニティ、町内会・自治会、市内で活動する市民活動団体・NPO※
事業者	市内で事業活動を行っている事業者・NPO
市	東海市

※ NPOは、組織活動内容によって、「地域・団体」、「事業者」のどちらにも属することがあります。

6. 広域的取組の推進

愛知県では、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021年度～2030年度)」が令和3年(2021年)11月に策定されており、県内を13ブロックに分け、施設の集約化と整備を図り、ごみ処理の広域化を目指しています。本市は、この計画の知多北部ブロック(東海市、大府市、知多市、豊明市、阿久比町、東浦町)に位置付けられています。当該計画に基づき、令和6年度(2024年度)に東海市清掃センターと知多市清掃センターを西知多クリーンセンターに統合し、知多北部ブロックでは、引き続き西知多クリーンセンターと東部知多クリーンセンター※の2施設の処理体制を維持します。

※ 大府市、豊明市、阿久比町、東浦町で構成される東部知多衛生組合が運営するごみ処理施設です。

第２章　東海市の概況

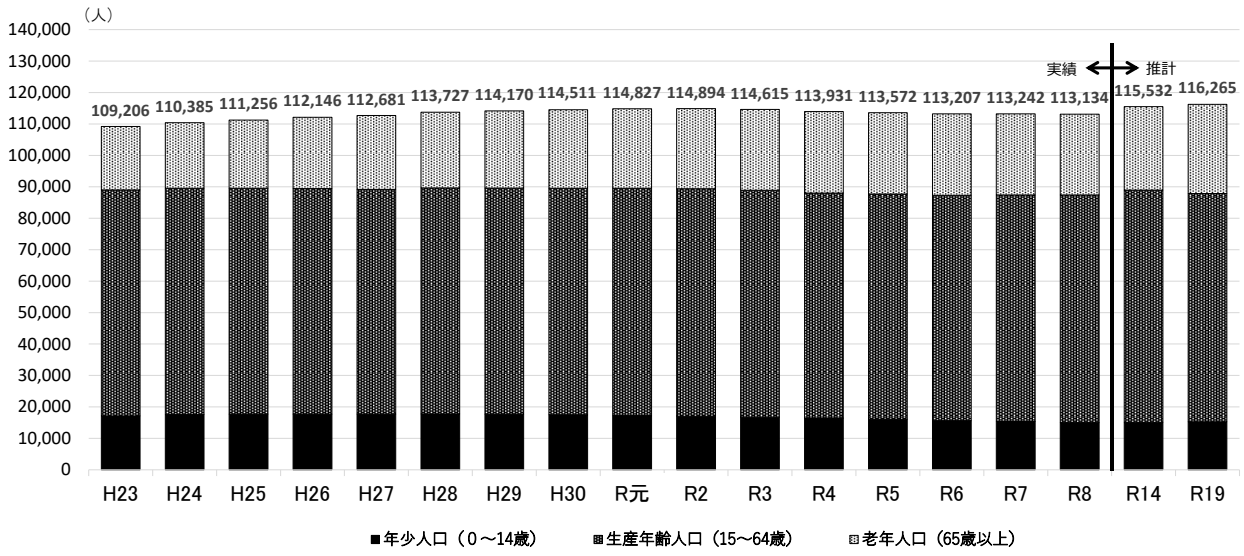
１．本市の位置と地域特性

本市は、知多半島の西北端で、名古屋市の中心部まで約15㎞に位置しており、東西に8.06㎞、南北に10.97㎞、面積は43.42㎢となっています。西は伊勢湾に面し名古屋港の一角を担い、北は名古屋市（港区、南区、緑区）、東は大府市、東浦町、南は知多市に接しています。愛知県の主要な工業地域である名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成しており、産業上の拠点都市としての役割を果たしています。また、中部国際空港の開港や伊勢湾岸道路の完成以来、物流拠点としての役割も果たしています。

２．人口動態

本市の人口は、近年、転出超過による社会減の傾向がありますが、第7次東海市総合計画では、「本市では、宅地開発などの需要が拡大しているとともに、当該計画に基づき、子どもや子育て世代を支援する社会の形成、住みやすい環境の保全やにぎわい・活力の向上、だれもが役割を持ち支え合う地域づくり、健康でいきいきと生活できる取り組みの推進、安心・安全で快適な都市機能の充実などにより、多くの人々が暮らしやすさと本市の魅力を実感できる施策を展開していくことで、人口増加がしばらくの間継続すると予測される」とし、令和15年（2033年）の目標人口を 116,000 人と定めています。これに基づき、令和14年（2032年）及び令和19年（2037年）の推計値について、本計画で設定したものです。

【図表 2-1　人口の推移】



【図表 2-2　年齢3区分別人口の推移】

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年少人口	人	17,143	17,557	17,723	17,719	17,717	17,762	17,700	17,486
（0～14歳）	構成比(%)	(15.7%)	(15.9%)	(15.9%)	(15.8%)	(15.7%)	(15.6%)	(15.5%)	(15.3%)
生産年齢人口	人	71,867	72,014	71,808	71,706	71,466	71,901	71,881	72,043
（15～64歳）	構成比(%)	(65.8%)	(65.2%)	(64.6%)	(63.9%)	(63.4%)	(63.2%)	(63.0%)	(62.9%)
老年人口	人	20,196	20,814	21,725	22,721	23,498	24,064	24,589	24,982
（65歳以上）	構成比(%)	(18.5%)	(18.9%)	(19.5%)	(20.3%)	(20.9%)	(21.2%)	(21.5%)	(21.8%)
計	人	109,206	110,385	111,256	112,146	112,681	113,727	114,170	114,511
	構成比(%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

区　分		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R14	R19
年少人口	人	17,268	17,024	16,745	16,444	16,104	15,640	15,342	15,023	14,995	15,262
（0～14歳）	構成比(%)	(15.0%)	(14.8%)	(14.6%)	(14.4%)	(14.2%)	(13.8%)	(13.5%)	(13.3%)	(13.0%)	(13.1%)
生産年齢人口	人	72,292	72,360	72,190	71,599	71,641	71,675	72,070	72,403	73,996	72,609
（15～64歳）	構成比(%)	(63.0%)	(63.0%)	(63.0%)	(62.8%)	(63.1%)	(63.3%)	(63.6%)	(64.0%)	(64.0%)	(62.5%)
老年人口	人	25,267	25,510	25,680	25,888	25,827	25,892	25,830	25,708	26,541	28,394
（65歳以上）	構成比(%)	(22.0%)	(22.2%)	(22.4%)	(22.7%)	(22.7%)	(22.9%)	(22.8%)	(22.7%)	(23.0%)	(24.4%)
計	人	114,827	114,894	114,615	113,931	113,572	113,207	113,242	113,134	115,532	116,265
	構成比(%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

出典:平成23年(2011年)から令和8年(2026年)まで(全て4月1日時点)は住民基本台帳、令和14年(2032年)及び令和19年(2037年)は第7次東海市総合計画に基づき本計画で設定した推計値

3．産業の動向

本市の事業所数を産業分類別に見ると、卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、建設業、製造業の順となっており、第3次産業が多くなっています。

従業者数を産業分類別に見ると、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、運輸業・郵便業の順となっています。

【図表 2-3　産業分類別事業所数及び従業員数の推移】

年	令和３年		令和６年	
区　分	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
農林漁業	14	81	15	79
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
建設業	463	4,785	418	5,687
製造業	397	19,812	321	20,829
電気・ガス・熱供給・水道業	6	180	5	166
情報通信業	24	527	29	639
運輸業、郵便業	199	6,086	204	5,924
卸売業、小売業	814	8,370	689	7,793
金融業、保険業	54	764	44	743
不動産業、物品賃貸業	244	998	164	1,017
学術研究、専門・技術サービス業	110	2,245	102	1,007
宿泊業、飲食サービス業	515	4,694	331	4,457
生活関連サービス業、娯楽業	350	1,630	190	1,225
教育、学習支援業	134	1,054	93	1,225
医療、福祉	302	4,155	286	4,883
複合サービス事業	19	367	18	308
サービス業（他に分類されないもの）	267	4,321	249	4,178
合計	3,912	60,069	3,158	60,160

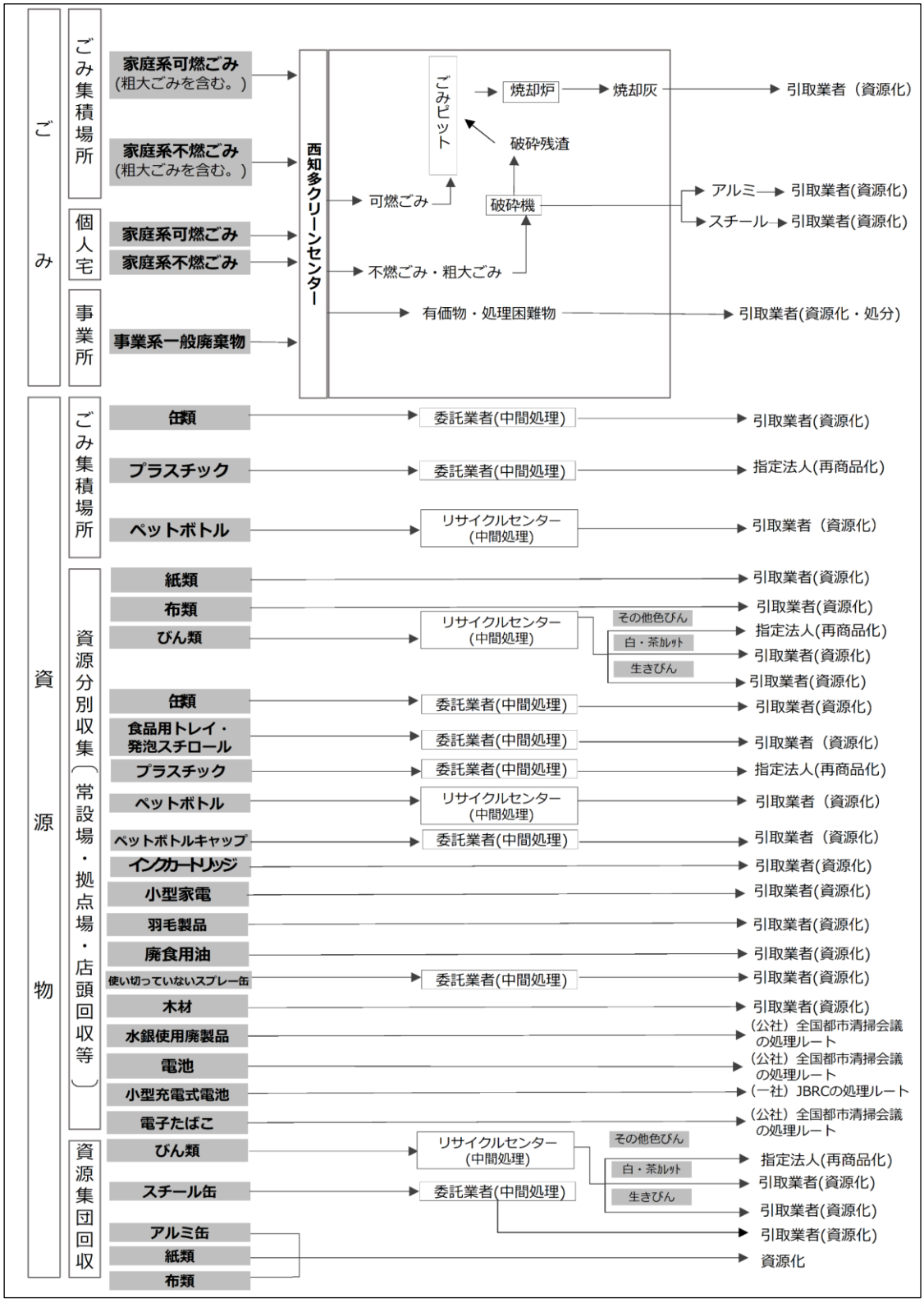
資料:経済センサス-基礎調査・活動調査(公務を除く)

第３章　ごみ処理の現状と課題

１．ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れは、図表 3-1 に示すとおりです。

【図表 3-1　ごみ処理の流れ】



2．ごみ処理体制

（1）ごみの分別

本市のごみの分別区分は、図表 3-2 に示すとおりです。

【図表 3-2　ごみの分別区分】

分別区分			対象物品
家庭系ごみ	可燃ごみ		生ごみ、紙おむつ、くつ、資源化できない木材、資源化できない紙類、資源化できない布類、ゴム製品、汚れたプラスチック製品等
	不燃ごみ		金属製品、ガラス、陶磁器類等
	粗大ごみ（可燃）		可燃用指定袋に入らないもので、畳、じゅうたん等
	粗大ごみ（不燃）		不燃用指定袋に入らないもので、自転車、スプリング入りマットレス等
	資源物	紙類	新聞、段ボール・紙（牛乳）パック、雑誌、雑がみ
		布類	衣類、毛布、タオルケット
		びん類	無色びん、茶色びん、その他色びん、一升びん、ビールびん
		缶類	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶
		食品用トレイ・発泡スチロール	食品用トレイ、発泡スチロール
		プラスチック	プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品
		ペットボトル	同左
		ペットボトルキャップ	同左
		インクカートリッジ	同左
		小型家電	扇風機、アイロン、ラジカセ、電子レンジ、ガスコンロ、掃除機、プリンター、ストーブ、携帯電話・スマートフォン、音楽プレーヤー、ビデオカメラ、電子辞書、ゲーム機、パソコン等
		羽毛製品	ダウン率５０％以上の羽毛ふとん、ダウンジャケット・ダウンベスト
		廃食用油	サラダ油、米油、オリーブ油などの食用油
		使い切っていないスプレー缶	同左
		木材	木材、剪定枝、刈草・葉、竹、木製家具
		水銀使用廃製品	蛍光管（割れていないもの）、電球型蛍光灯（割れていないもの）、水銀血圧計、水銀温度計、水銀体温計
		電池	乾電池、ボタン電池、コイン電池
		小型充電式電池	リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、モバイルバッテリー
		電子たばこ	同左
事業系ごみ	一般廃棄物		事業所から排出される産業廃棄物以外のごみ

（2）収集・運搬

① ごみの収集・運搬体制

本市のごみの収集・運搬体制は、図表 3-3 に示すとおりです。

【図表 3-3　ごみの収集・運搬体制】

分別区分				排出方法	収集方式	収集回数
家庭系ごみ	可燃ごみ（粗大ごみを含む。）			可燃用袋に入れて、指定日時にごみ集積場所に出す。	ごみ集積場所回収	週2回
				有料粗大ごみ収集を利用する。	有料粗大ごみ収集	随時
	不燃ごみ（粗大ごみを含む。）			不燃用袋に入れて、指定日時にごみ集積場所に出す。	ごみ集積場所回収	月1回
				有料粗大ごみ収集を利用する。	有料粗大ごみ収集	随時
				西知多クリーンセンターに直接搬入する。		
	資源物	紙類		資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
				団体が指定した回収場所に持ち込む。	資源集団回収	月1回程度（実施団体により異なるもの）
		布類		資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
				団体が指定した回収場所に持ち込む。	資源集団回収	月1回程度（実施団体により異なるもの）
		びん類		資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
				団体が指定した回収場所に持ち込む。	資源集団回収	月1回程度（実施団体により異なるもの）
		缶類	アルミ缶、スチール缶	資源用袋に入れて、指定日時にごみ集積場所に出す。	ごみ集積場所回収	月1回
				資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
				団体が指定した回収場所に持ち込む。	資源集団回収	月1回程度（実施団体により異なるもの）
			使い切ったスプレー缶	資源用袋に入れて、指定日時にごみ集積場所に出す。	ごみ集積場所回収	月1回
				資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
				リサイクルセンター事務所の回収箱に入れる。	公共施設回収	随時
		食品用トレイ・発泡スチロール		資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
		プラスチック		資源用袋に入れて、指定日時にごみ集積場所に出す。	ごみ集積場所回収	週1回
				資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
		ペットボトル		資源用袋に入れて、指定日時にごみ集積場所に出す。	ごみ集積場所回収	月1回
				資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
				スーパー等の店頭に持ち込む。	店頭回収	随時
		ペットボトルキャップ		資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
				リサイクルセンター事務所、市役所、しあわせ村、市民体育館、その他公共施設に持ち込む。	公共施設回収	随時
				スーパー等の店頭に持ち込む。	店頭回収	随時
		インクカートリッジ		資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				リサイクルセンター事務所、市役所、しあわせ村、市民体育館の回収箱に入れる。	公共施設回収	随時
		小型家電	全てのもの（パソコン、携帯電話を除く。）	資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
			投入口（28㎝×13㎝）に入るもの	市役所、しあわせ村、市民体育館の回収箱に入れる。	公共施設回収	随時
			パソコン、携帯電話	リサイクルセンター事務所の職員に直接手渡す。	公共施設回収	随時
		羽毛製品		資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
		廃食用油		資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
				リサイクルセンター事務所、その他公共施設に持ち込む。	公共施設回収	随時
		使い切っていないスプレー缶		資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				資源分別収集拠点場に持ち込む。	資源分別収集（拠点場）	1箇所につき月1回
				リサイクルセンター事務所の回収箱に入れる。	公共施設回収	随時
		木材		リサイクルセンター内木材回収ヤードに持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
		水銀使用廃製品	蛍光管（割れていないもの）、電球型蛍光灯（割れていないもの）	資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
			水銀血圧計、水銀温度計、水銀体温計	資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				しあわせ村、市民体育館に持ち込む。	公共施設回収	随時
		電池	全てのもの（ボタン電池で型式番号SR・PR・LRのものを含む。）	資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				市内回収施設の回収箱に入れる。	電池回収	随時
			ボタン電池で型式番号SR・PR・LRのもの	回収協力店の回収箱に入れる。	回収協力店回収	随時
		小型充電式電池	リサイクルマークありのもの	資源分別収集常設場に持ち込む。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				リサイクルセンター事務所、市役所の回収箱に入れる。	公共施設回収	随時
				回収協力店の回収箱に入れる。	回収協力店回収	随時
			リサイクルマークなしのもの	資源分別収集常設場の職員に直接手渡す。	資源分別収集（常設場）	随時
				リサイクルセンター事務所の職員に直接手渡す。	公共施設回収	随時
			膨張したバッテリー	リサイクルセンター事務所の職員に直接手渡す。	公共施設回収	随時
		電子たばこ		資源分別収集常設場の職員に直接手渡す。	資源分別収集（常設場）	年末年始を除く毎日
				リサイクルセンター事務所の職員に直接手渡す。	公共施設回収	随時
				回収協力店の回収箱に入れる。	回収協力店回収	随時
事業系ごみ	一般廃棄物			収集運搬許可業者に依頼し、戸別収集を利用する。	収集運搬許可業者による戸別収集	随時
				西知多クリーンセンターに直接搬入する。		

② ごみの収集方式

本市のごみの収集方式のうち家庭系ごみの収集方式について、図表 3-4 に示します。

【図表 3-4 家庭系ごみの収集方式】

収集方式	内容
ごみ集積場所回収	市内の約2，500箇所のごみ集積場所において、可燃ごみを週2回、不燃ごみを月1回、プラスチックを週1回、スチール缶・アルミ缶・スプレー缶を月1回、ペットボトルを月1回収集しています。
有料粗大ごみ収集	ごみ収集車両1台による収集、運搬及び処分1回につき5，500円（税込）で、最大積載2トンのごみ収集車両が進入できる場所まで出されたごみを戸別収集します。
資源分別収集（常設場）	リサイクルセンター敷地内に1箇所あり、年末年始を除く毎日、午前9時から午後3時30分までにおいて、資源の持込みを受け付けています。
資源分別収集（拠点場）	公園や公民館等において月1回開設する資源分別収集の場で、市内に13箇所あります。第1、第2、第3、第4木曜日の午前中に各日3、4箇所で開設しています。
資源集団回収	地域の町内会・自治会、子ども会等が実施しています。
公共施設回収	ごみの分別区分ごとにそれぞれ決められた公共施設で実施しています。
店頭回収	市内のスーパーマーケット等で実施しています。
電池回収	公共施設、集会所、郵便局等で実施しています。
回収協力店回収	ボタン電池で型式番号SR・PR・LRのものにあっては一般社団法人電池工業会が指定する店で、小型充電式電池でリサイクルマークありのものにあっては一般社団法人JBRCが指定した店で、電子たばこにあっては日本たばこ協会が指定した店で、それぞれ実施しています。

③ 西知多クリーンセンターへの直接搬入

ごみの排出に当たっては、②のごみの収集方式（事業系一般廃棄物にあっては、一般廃棄物収集運搬許可業者による戸別収集）を利用することなく、西知多クリーンセンターに直接搬入する方法を取ることもできます。西知多クリーンセンターでは、月曜日から土曜日までの日（祝日を含み、1月1日から3日までを除く。）、午前9時から午後4時までにおいて、ごみの受入れを行っています。

西知多クリーンセンターにおける一般廃棄物処理手数料は、図表 3-5 に示すとおりです。

【図表 3-5 一般廃棄物処理手数料】

区 分	金 額
家庭系一般廃棄物	10kgまでごとに85円（税込）（合計額の10円未満端数切捨て）
事業系一般廃棄物	10kgまでごとに200円（税込）

④ 本市のごみ指定袋制度

本市では、可燃用袋、不燃用袋、粗大ごみ用シール、資源用袋について、各家庭に年に1回一定枚数を無料で配布しています。無料配布枚数を超えるごみの排出については、可燃用袋、不燃用袋、粗大ごみシールの購入による方法で有料化しています。この制度は、各家庭でごみの減量に努め、可能な限り無料配布枚数の範囲内で計画的に使用していただくために実施しているものです。

ア 配布方法

毎年10月に1年分のごみ指定袋等を一斉配布しています。一斉配布で受け取ることができなかった方々のために、市役所、リサイクルセンター事務所等の追加配布会場で配布しています。転入者については、転入手続の際に市役所で配布しています。

イ ごみ指定袋等の配布枚数

ごみ指定袋等の配布枚数は、図表 3-6 に示すとおりです。

【図表 3-6　ごみ指定袋等の配布枚数】

<table>
<tr><th rowspan="2">世帯人数</th><th colspan="2">可燃用袋</th><th colspan="2">不燃用袋</th><th colspan="2">資源用袋</th><th>粗大ごみ用
シール</th></tr>
<tr><th>容量</th><th>配布
枚数</th><th>容量</th><th>配布
枚数</th><th>容量</th><th>配布
枚数</th><th>配布枚数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1人</td><td>30L</td><td>40枚</td><td rowspan="6">30L</td><td rowspan="6">10枚</td><td rowspan="6">40L</td><td rowspan="6">40枚</td><td rowspan="6">3枚</td></tr>
<tr><td>20L</td><td>30枚</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2人～4人</td><td>40L</td><td>60枚</td></tr>
<tr><td>20L</td><td>40枚</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5人以上</td><td>40L</td><td>85枚</td></tr>
<tr><td>20L</td><td>40枚</td></tr>
</table>

ウ 配布の特例

図表 3-7 に掲げる対象者に該当する方は、申請することにより、毎年、11月1日から翌年10月31日までの1年間（以下「配布対象期間」といいます。）内において、当該紙おむつを使用している方1人につきそれぞれ次に定める配布枚数の可燃用袋の配布を受けることができます。ただし、3歳未満の乳幼児で紙おむつを使用しているものがいる世帯の世帯主が可燃用袋の配布を受ける場合には、当該乳幼児について申請する日の属する配布対象期間内において、当該乳幼児1人につき1回限りとします。

【図表 3-7　ごみ指定袋等の配布特例】

対象者	配布枚数	必要書類	申請先
要介護3以上かそれに準ずる状態であり、在宅で常時おむつを使用している65歳以上の者がいる世帯の世帯主	40L用 年50枚	介護保険被保険者証	しあわせ村高齢者支援課、市役所福祉･介護保険関係窓口
身体障害者手帳1級かそれに準ずる状態であり、在宅で常時おむつを使用している者がいる世帯の世帯主	40L用 年50枚	身体障害者手帳	市役所社会福祉課・こども課

対象者	配布枚数	必要書類	申請先
3歳未満の乳幼児で紙おむつを使用しているものがいる世帯の世帯主	20L用 最大 150 枚	子ども医療費受給者証	リサイクルセンター事務所、市役所国保課・市民窓口課
8人以上の世帯の世帯主	40L用 年 25 枚		リサイクルセンター事務所、市役所市民窓口課

エ 購入方法

ごみ指定袋が不足した場合は、市役所市民窓口課、リサイクルセンター事務所、市が委託した販売店で購入することができます。なお、ごみ指定袋の価格は、図表 3-8 に示すとおりです。

【図表 3-8 ごみ指定袋の価格】

種類	単価	販売単位
可燃用袋(40L)	1枚120円(税込)	10枚1袋(市役所市民窓口課及びリサイクルセンター事務所にあっては、1枚単位で購入可)
不燃用袋		
粗大ごみ用シール	1枚550円(税込)	1枚

オ 可燃用袋の同容量交換

40L、30L、20Lの未開封の可燃用袋について、同容量になるように相互にサイズを交換することができます。なお、不燃用袋や資源用袋から可燃用袋への交換等異なる種類間での交換はできません。

カ 資源用袋の追加配布等

一斉配布で配布した無料配布枚数に加え、1世帯当たり年間40枚まで無料で配布します。また、資源用袋の代わりに、ご自身で用意していただいた20L～50Lの無色透明の袋を使用して出すことができます。

（3）中間処理

西知多クリーンセンターでは、可燃ごみにあっては焼却処理し、不燃ごみ及び粗大ごみにあっては破砕処理をしています。また、リサイクルセンターでは、ペットボトルの選別圧縮梱包処理、びん類の選別処理、破砕減容処理及び一時保管をしています。

各施設の概要は、図表 3-9 及び図表 3-10 に示すとおりです。

【図表 3-9 西知多クリーンセンターの概要】

名称	西知多クリーンセンター	
所在地	知多市北浜町11番地の4	
ごみ焼却施設	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
	処理能力	185t/日(92.5t/日×2炉)
	発電能力	定格5,200kW(蒸気タービン発電機)

粗大ごみ処理施設	主要設備	低速回転式破砕機
		高速回転式破砕機
		磁力選別機
		アルミ選別機
	処理能力	21t/日(5h)
供用開始	令和6年(2024年)7月	

【図表 3-10　リサイクルセンターの概要】

名称	リサイクルセンター
所在地	東海市荒尾町奥山10番地の48
敷地面積	2,670.95㎡
主要設備	ペットボトル減容機1台、びん選別ライン1台、びんカレットヤード6区画
供用開始	平成14年(2002年)2月

（4）最終処分

市内に2つの最終処分場を保有し、現在は浸出水処理施設のみ稼働中です。大狭間最終処分場にあっては埋立てを完了し、東犬久利最終処分場にあっては災害廃棄物の仮置場としての利用について検討中です。西知多クリーンセンターでの焼却処理によって生じる焼却灰は、原則、資源化業者に引き渡し、資源化を行っています。

【図表 3-11　大狭間最終処分場の概要】

名称	大狭間最終処分場
所在地	東海市荒尾町大狭間地内
敷地面積	9,200㎡
埋立面積	6,730㎡
埋立容量	31,400㎥
供用開始	平成3年(1991年)6月
埋立完了年度	平成8年(1996年)9月

【図表 3-12　東犬久利最終処分場の概要】

名称	東犬久利最終処分場
所在地	東海市荒尾町東犬久利地内
敷地面積	11,150㎡
埋立面積	7,860㎡
埋立容量	35,730㎥
供用開始	平成8年(1996年)10月

3．ごみ処理の沿革

年度	内 容
昭和44年度 （1969年度）	○東海市発足
昭和61年度 （1986年度）	○使用済乾電池の分別回収の開始
平成3年度 （1991年度）	○大狭間最終処分場の供用開始 ○資源集団回収事業（紙類、布類、びん類、アルミ缶・スチール缶の資源回収）の開始
平成4年度 （1992年度）	○廃食用油の資源回収の開始
平成7年度 （1995年度）	○清掃センターの供用開始 ○ごみ指定袋制度（可燃用袋40L・30L、不燃用袋30L、粗大ごみシール）の導入 ○家庭系一般廃棄物処理手数料の金額を10kgにつき20円（税込）から70円（税込）への改正
平成8年度 （1996年度）	○資源分別収集拠点場の開設 ○大狭間最終処分場の埋立完了 ○東犬久利最終処分場の供用開始
平成11年度 （1999年度）	○資源分別収集常設場の開設 ○資源分別収集拠点場での廃食用油の資源回収の開始
平成12年度 （2000年度）	○家庭系一般廃棄物処理手数料の金額を10kgにつき70円（税込）から100円（税込）に改正
平成13年度 （2001年度）	○リサイクルセンターの供用開始 ○ペットボトルの店頭回収の開始 ○プラスチック製容器包装の資源回収の開始
平成15年度 （2003年度）	○資源用袋40Lの導入 ○資源（プラスチック製容器包装：月2回、ペットボトル：月1回、アルミ缶・スチール缶：月1回）のごみ集積場所回収の開始
平成16年度 （2004年度）	○プラスチック製容器包装のごみ集積場所回収頻度の拡大（月2回→月3回） ○カラス等対策ネットの配布開始
平成20年度 （2008年度）	○資源分別収集常設場・拠点場での食品用トレイ・発泡スチロールの資源回収の開始
平成21年度 （2009年度）	○資源分別収集常設場・拠点場、清掃センター事務所でのペットボトルキャップの資源回収の開始
平成22年度 （2010 年度）	○ごみ指定袋一斉配布の開始 ○可燃用袋20Lの新設 ○ペットボトルキャップの公共施設回収・店頭回収の開始 ○市役所、清掃センター事務所、しあわせ村、文化センター（現在、文化センター→市民体育館）における使用済インクカートリッジの資源回収の開始 ○資源分別収集常設場、清掃センター事務所での小型家電、硬質プラスチック製品の資源回収の開始

年度	内 容
平成23年度 （2011年度）	○事業系一般廃棄物処理手数料の金額を10kgにつき100円（税込）から150円（税込）に改正
平成25年度 （2013年度）	○清掃センター事務所でのパソコンの資源回収開始
平成26年度 （2014年度）	○市役所、しあわせ村、文化センター（現在、文化センター→市民体育館）での小型家電の資源回収の開始 ○資源分別収集常設場・拠点場、清掃センター事務所でのスプレー缶の資源回収の開始
平成28年度 （2016年度）	○プラスチック製容器包装のごみ集積場所回収頻度の拡大（月3回→週1回）
平成30年度 （2018年度）	○資源分別常設場、しあわせ村、文化センター（現在、文化センター→市民体育館）での水銀使用廃製品（蛍光管、電球型蛍光灯、水銀血圧計、水銀温度計、水銀体温計）の分別回収の開始
令和元年度 （2019年度）	○羽毛ふとんの資源回収の開始
令和5年度 （2023年度）	○3月末をもって清掃センターへのごみの受入れの停止 ○プラスチック使用製品もプラスチック資源としてごみ集積場所で回収する「プラスチック一括回収」の開始（硬質プラスチック製品の資源回収の終了） ○ジモティーとの協定によるリユース活動の開始
令和6年度 （2024年度）	○「清掃センター」の施設の名称を「リサイクルセンター」に変更 ○西知多クリーンセンターの供用開始 ○資源物が種類ごとの収集日に各家庭で用意した無色透明の袋で出せるように変更 ○コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との協定によるボトルtoボトル※1の開始
令和7年度 （2025年度）	○有料粗大ごみ収集の申込み、ごみ指定袋取扱店からの発注についてLoGoフォームによる受付の開始 ○生ごみ処理機等購入費補助金交付の開始 ○キエーロ※2の頒布開始 ○リサイクルセンター敷地内での木材、剪定枝、刈草・葉、竹、木製家具の資源回収の開始 ○資源常設場の開設時間を午前9時から午後3時30分までに変更 ○中部国際空港株式会社はじめ4社との協定による廃食用油のSAFの原材料としての資源化の開始

【備　考】

※1　「ボトルtoボトル」とは、ペットボトルを別の商品ではなく、元と同等の品質のペットボトルに戻して何度もリサイクルすることをいいます。

※2　「キエーロ」とは、キエーロ本体に土を入れ、生ごみを埋めるとバクテリアの力で生ごみが消滅する仕組を持つ生ごみ処理容器をいいます。

4．ごみ処理の実績及び課題

（1）ごみ排出量

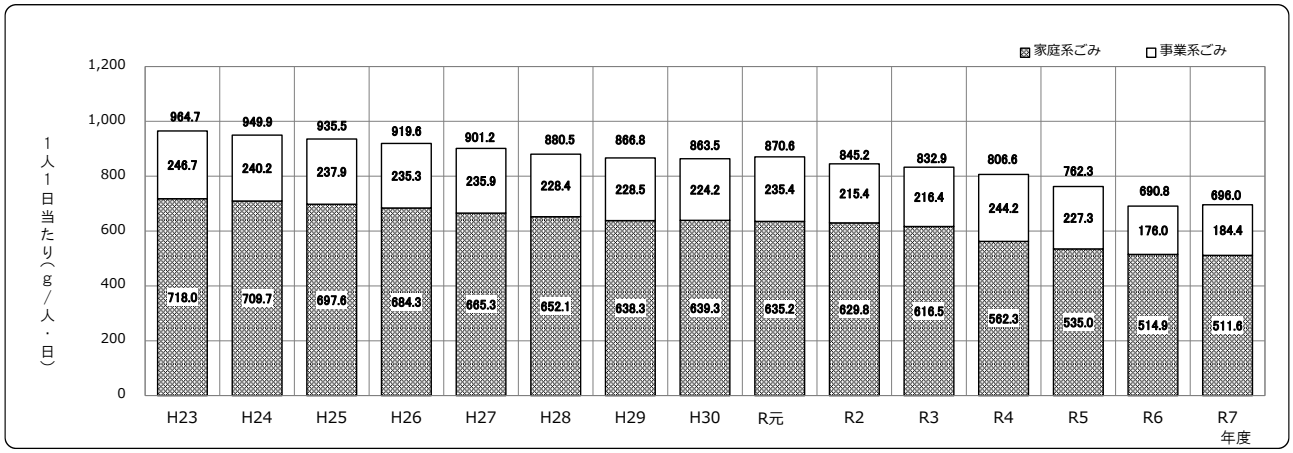
①　1人1日当たりのごみ総排出量

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、ほぼ一貫して減少基調で推移し、令和2年度（2020年度）には845．2g／人・日となり、第4次ごみ処理基本計画の令和6年度（2024年度）目標値「850g／人・日」を達成しました。その後も減少傾向が続き、令和6年度（2024年度）には690．8g／人・日となり、令和7年度（2025年度）には696．0g／人・日とわずかに増加したものの、長期的には大幅な減少傾向にあります。

また、国の第4次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日当たりのごみ総排出量を令和7年度（2025年度）に「約850g／人・日」とする目標が掲げられていましたが、本市はこれを大きく下回る水準に達しています。さらに、本市の第7次総合計画及び第3次環境基本計画では、令和10年度（2028年度）までに「765g／人・日」、令和15年度（2033年度）までに「730g／人・日」をそれぞれ目標としていますが、既に令和6年度（2024年度）以後継続してこの目標値を下回っており、現行目標を前倒しで達成しています。

各計画における目標値の達成状況	
計画名	計画名
第4次ごみ処理基本計画	令和6年度（2024年度）までに「850g／人・日」 →令和2年度（2020年度）以後継続して達成
	令和8年度（2026年度）推計値「842g／人・日」 →令和3年度（2021年度）以後継続して達成
第4次循環型社会形成推進基本計画	令和7年度（2025年度）に「約850g／人・日」 →令和2年度（2020年度）以後継続して達成
第7次総合計画	令和10年度（2028年度）までに「765g／人・日」 令和15年度（2033年度）までに「730g／人・日」 →令和6年度（2024年度）以後継続して達成
第3次環境基本計画	

【図表 3-13　1人1日当たりのごみ総排出量の推移】



※1人1日当たりのごみ総排出量
＝（家庭系ごみ（資源物を含む。）＋事業系ごみ）÷翌年4月1日時点人口÷当該年度内日数

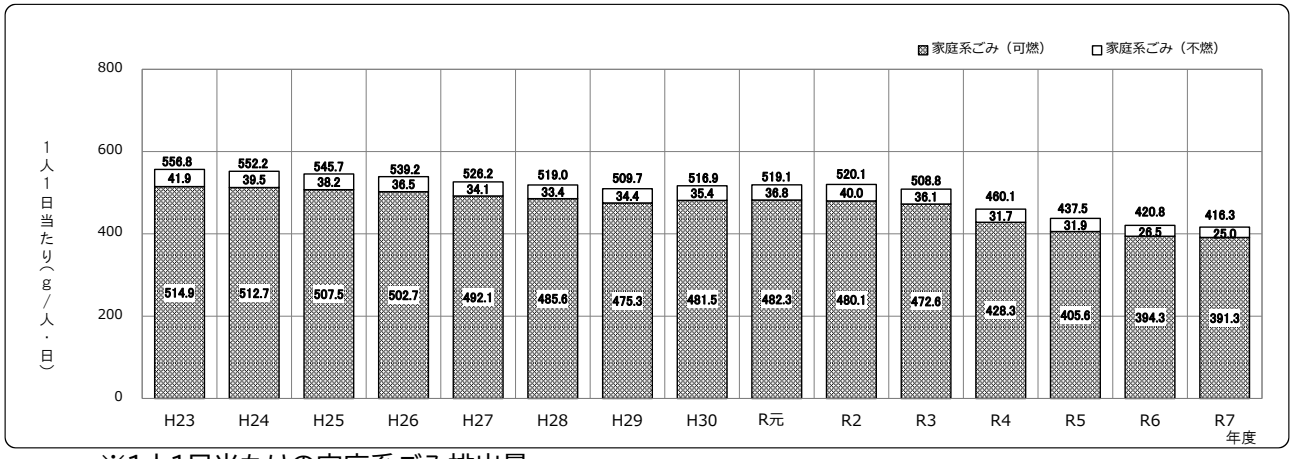
②　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成23年度（2011年度）の556．8g／人・日から概ね減少基調で推移し、令和4年度（2022年度）には460．1g／人・日となり、第4次ごみ処理基本計画の令和2年度（2020年度）目標値「500g／人・日」及び令和8年度（2026年度）推計値「487g／人・日」を達成しました。その後も減少が続き、令和7年度（2025年度）には416．3g／人・日となっています。

また、国の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針では、令和12年度（2030年度）に「約478g／人・日」とする目標が掲げられていますが、本市は既に令和4年度（2022年度）以後継続してこの水準を下回っています。さらに、愛知県循環型社会形成推進計画では令和13年度（2031年度）に「434g／人・日」を目標としていますが、本市は令和6年度（2024年度）以後継続してこれを下回っていることから、国・県の目標値と比較しても、家庭系ごみについても減量化が着実に進んでいると評価できます。

各計画における目標値の達成状況	
計画等名	目標値等
第4次ごみ処理基本計画	令和2年度（2020年度）までに「500g／人・日」 →令和4年度（2022年度）以後継続して達成
	令和8年度（2026年度）推計値「487g／人・日」 →令和4年度（2022年度）以後継続して達成
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	令和12年度（2030年度）までに「約478g／人・日」 →令和4年度（2022年度）以後継続して達成
愛知県循環型社会形成推進計画	令和13年度（2031年度）までに「434g／人・日」 →令和6年度（2024年度）以後継続して達成

【図表 3-14　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移】



※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
＝（家庭系ごみ（資源物を除く。）÷翌年4月1日時点人口÷当該年度内日数

（2）ごみの性状

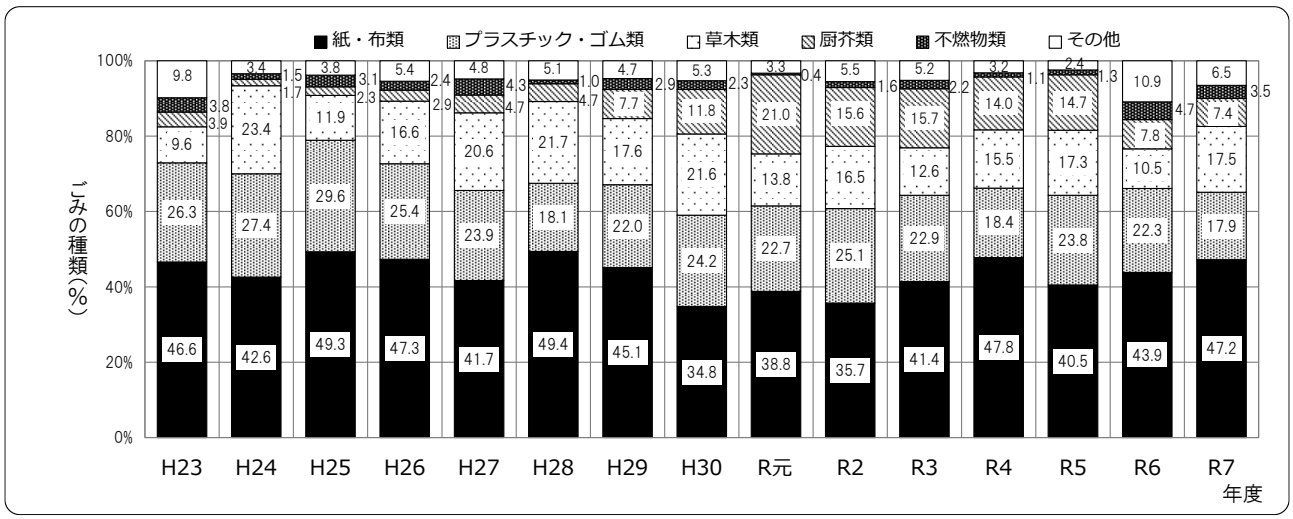
ごみの性状として、西知多クリーンセンター（令和5年度（2023年度）までにあっては清掃センター）のごみピットから採取した可燃ごみ（家庭系可燃ごみ・事業系可燃ごみの混合）の成分及び種類組成を図表 3-15 に示します。

経年変化について見ると、最も大きな割合を占めるのは「紙・布類」であり、最新の令和7年度（2025年度）において47．2%と全体の5割近くを占め、依然として主要な構成要素となっています。次いで割合の高い「プラスチック・ゴム類」は、平成23年度（2011年度の26．3%から令和7年度（2025年度）には17．9%まで減少しています。これは、容器包装リサイクル法に基づく分別の一層の定着や、令和4年度（2022年度）に施行されたプラスチック資源循環法に伴うワンウェイプラスチックの削減、レジ袋有料化など、国等による法制度の整備や、市民や事業者の意識の高まりなどが、その背景の一つとして考えられます。

一方、生ごみ等の「厨芥類」は令和7年度（2025年度）時点で17．5%となっており、「紙・布類」「プラスチック・ゴム類」「厨芥類」の3種類を合わせると、可燃ごみ全体の82.6%を占めています。このため、今まで以上にごみの減量を進めるためには、紙類の分別・資源化、食品ロスや生ごみの削減、プラスチックごみの削減・資源循環を重点的に進めることが重要です。

国の第5次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けるとともに、食品ロスの削減等を推進しています。こうした国の方向性も踏まえ、本市においても、ごみの組成の実態に即して、紙類の分別・資源化、食品ロス・生ごみの削減、プラスチックの資源循環等を重点とした発生抑制と資源循環を一層進めることが求められます。

【図表 3-15　可燃ごみの成分及び種類組成】



（3）ごみ処理経費

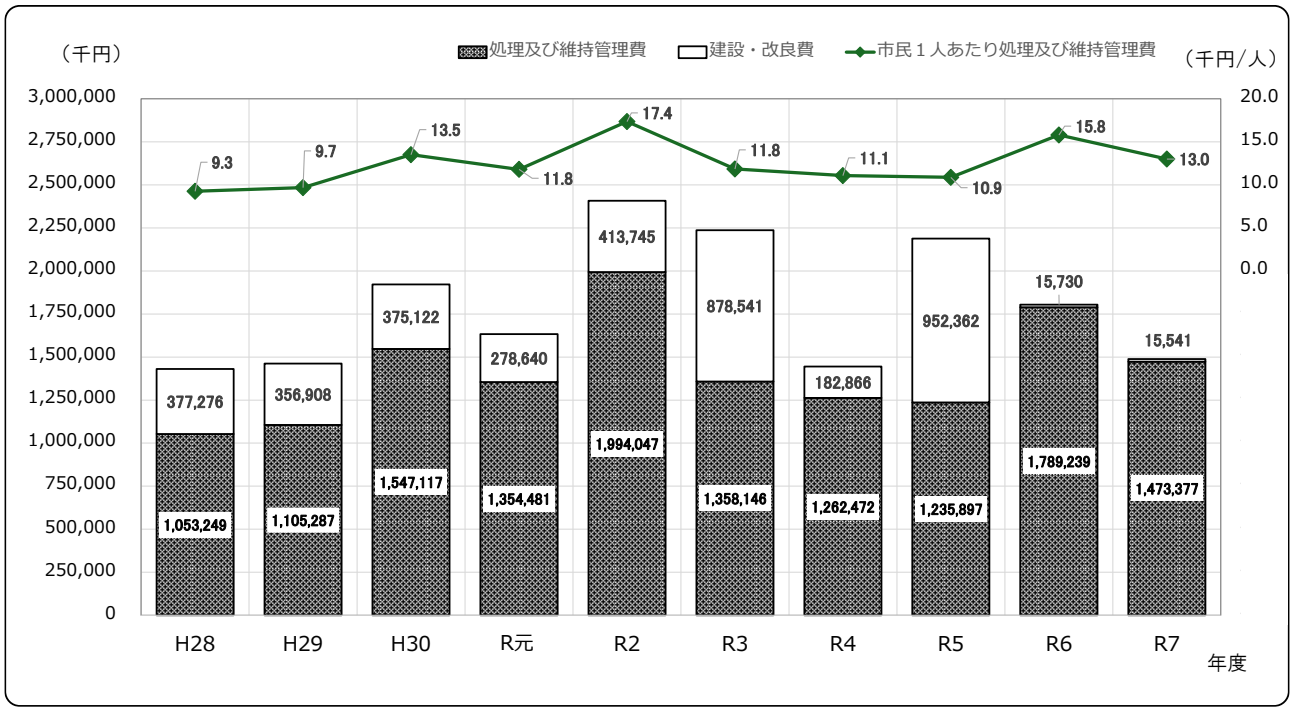
ごみ処理経費の推移は、図表 3-16 に示すとおりです。

ごみ処理経費の推移について見ると、処理及び維持管理費は年度によって増減がみられ、平成28年度（2016年度）の約10．5億円から令和2年度（2020年度）には約19．9億円まで増加した後、令和3年度（2021年度）以後は概ね12～18億円程度で推移しています。また、建設・改良費は年度による変動が大きく、令和3年度（2021年度）及び令和5年度（2023年度）にはそれぞれ約8．8億円、約9．5億円となる一方、令和6年度（2024年度）以後は大幅に減少しています。

市民１人当たりの処理及び維持管理費についても年度による変動がみられ、平成28年度（2016年度）の9．3千円／人から令和2年度（2020年度）には17．4千円／人まで上昇した後、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までは10～12千円／人程度で推移しました。令和6年度（2024年度）には15．8千円／人まで上昇しましたが、令和7年度（2025年度）には13．0千円／人となっています。

今後も、ごみの減量・資源化を進めるとともに、施設の適正な維持管理や効率的な収集・処理等を通じて、安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保していくことが重要です。

【図表 3-16　ごみ処理経費の推移】



単位：千円

年度				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
建設・改良費	工事費	収集運搬施設		0	0	0	0	0	0	0	45,312	0	4,761
		中間処理施設		377,276	356,908	375,122	278,640	275,585	243,821	174,037	108,171	15,730	1,078
		最終処分場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,702
		その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合分担金			0	0	0	0	138,160	634,720	8,829	798,879	0	0
	小計			377,276	356,908	375,122	278,640	413,745	878,541	182,866	952,362	15,730	15,541
処理及び維持管理費	人件費	一般職		80,769	97,148	84,189	87,802	89,048	97,903	78,256	80,532	80,710	74,426
		技能職	収集運搬	20,190	0	21,047	15,964	16,191	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費		0	0	168,845	185,057	186,890	186,585	67,336	68,987	228,878	249,504
		中間処理費		285,654	299,639	508,762	313,797	959,368	333,267	352,836	304,698	165,221	17,729
		最終処分費		21,121	22,346	35,350	22,007	19,824	19,960	21,368	20,671	24,281	26,385
	車両等購入費			0	0	0	1,224	11,612	0	0	792	4,015	
	委託費	収集運搬費		333,522	333,542	419,247	424,375	440,770	442,037	395,974	394,904	429,467	440,508
		中間処理費		279,725	279,523	262,939	258,916	264,582	269,884	339,695	357,855	181,346	162,376
		最終処分費		5,024	5,289	5,303	5,332	5,762	5,782	7,007	7,458	9,925	11,136
		その他		0	0	0	0	0	2,728	0	0	0	0
	組合分担金			27,244	67,800	41,435	40,007	0	0	0	0	665,396	491,313
	調査研究費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			1,053,249	1,105,287	1,547,117	1,354,481	1,994,047	1,358,146	1,262,472	1,235,897	1,789,239	1,473,377
その他				417,903	295,676	0	0	0	0	118,688	145,979	158,969	159,900
合計				1,848,428	1,757,871	1,922,239	1,633,121	2,407,792	2,236,687	1,564,026	2,334,238	1,963,938	1,648,818

（4）計画の取組状況及び課題

① 第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画の取組状況

基本方針	取組状況
3Rに対する理解を深める（3Rに関する教育・啓発・協働）	・毎年度：啓発チラシを作成し、3R活動地域推進員を通して地域での回覧及び掲示を実施した。東海市エコスクール※1の関連講座である3R活動講座「サスティナブル☆キッズフェスタ」及び「お片付けセミナー」を開催した。地域の町内会・自治会、子ども会など資源集団回収実施団体が実施した資源集団回収に報償金を交付し、地域における資源集団回収を支援した。クリーンサンデー、地域環境美化活動、東海まつり花火大会、西知多道路沿道周辺の清掃活動の実施において発生したごみについて回収した。町内会・自治会やコミュニティで発生したごみについては事業系一般廃棄物処理手数料を減免とし、資源物については東海市内の資源回収場所への持込みを可とした。 ・令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）：市内小学4年生の社会科学習の一環として清掃センター工場棟、リサイクルセンターの施設見学を実施した。 ・令和6年度（2024年度）～：西知多クリーンセンターで施設見学の受入れを実施した。 ・令和7年度（2025年度）～：事業者向けの事業系ごみガイドブックを新規作成し、市ホームページに掲載した。商工会議所の会報誌で事業者向けの事業系ごみガイドブックに関する記事を掲載した。
ごみにしないように行動する（ごみ減量）	・毎年度：公共施設11箇所及び「東海秋まつり消費者広場」においてEM処理剤※2を配布した。市内保育園で食品ロス啓発紙芝居の読み聞かせを行った。市における備蓄品について、ローリングストックを実施した。「サスティナブル☆キッズフェスタ」、「東海秋まつり消費者広場」及び「市民交流プラザまつり」においてフードドライブ※3を実施した。同時に、不要となった子ども服を回収し、市民活動センター内のリユースブース「おさがりクローゼット」等に活用した。また、古書等を回収し、市内の福祉事業者等に寄付した。 ・令和5年度（2023年度）～：ジモティーとの協定によるリユース活動を開始した。 東海秋まつり消費者広場  市民活動センター内のリユースブース  （子ども服リユースの様子）

基本方針	取組状況
使える資源は再生利用する（資源化）	・令和5年度（2023年度）～：プラスチックの一括回収を開始した。 ・令和6年度（2024年度）～：資源物を各家庭で用意した無色透明の袋で出せるようにした。 ・令和7年度（2025年度）～：リサイクルセンター内に木材等の回収場所を設置し、回収した木材等をバイオマス燃料等に資源化した。市民の要望に応え、ダウンジャケットの資源化を開始した。資源分別収集常設場の開設時間を拡大した。事業者向けの事業系ごみガイドブックを新規作成し、市ホームページに掲載した。商工会議所の会報誌で事業者向けの事業系ごみガイドブックに関する記事を掲載した。（再掲）
正しくごみを出し、正しくごみを処分する（適正排出・処分）	・毎年度：水銀使用製品の分別回収方法について家庭用ガイドブック「ごみと資源の出し方」や市ホームページに掲載し、周知を促した。災害廃棄物に関する研修を受講した。 ・令和5年度（2023年度）～：「東海秋まつり消費者広場」において小型充電式電池の危険性及び排出方法の啓発を行った。 ・令和6年度（2024年度）：東海市災害廃棄物処理実行計画のひな型を作成した。オープンスペース候補地を選定した。簡易トイレの凝固剤不足分を購入した。 ・令和7年度（2025年度）～：家庭で使用する電動式生ごみ処理機又は生ごみ処理容器を購入する者に補助金を交付した。市で作成した生ごみ処理容器「キエーロ」を頒布した。多言語版ごみと資源の出し方案内チラシを作成した。事業者向けの事業系ごみガイドブックを新規作成し、市ホームページに掲載した。商工会議所の会報誌で事業者向けの事業系ごみガイドブックに関する記事を掲載した。（再掲）

【備　考】

※1 「東海市エコスクール」とは、本市における身近な環境問題についての理解を深め、環境に配慮した行動を積極的に実践できる人づくりを目的として観察や体験を主体に開催する環境学習講座をいいます。

※2 「EM処理剤」とは、EM（有用微生物群）を米ぬか、もみ殻、糖蜜と一緒に混ぜ合わせて作ったものをいい、生ごみと混ぜ、発酵させると生ごみ堆肥になり、生ごみの減量を図ることができます。

※3 「フードドライブ」とは、家庭で余った食品を回収拠点やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体等に寄付する活動をいいます。

② 今後の課題

令和7年度（2025年度）には市民を対象に第5次ごみ処理基本計画アンケート調査を行い、令和8年度（2026年度）には東海市3R推進協議会及び東海市環境審議会において第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画の取組状況に対する評価を行っています。それらの結果及び評価を踏まえ、次のとおり今後の課題を設定します。

課題1	今まで以上に市民、地域・団体、事業者、市が協働して3Rを推進していくためには、次に掲げる事項が必要です。

1　あらゆる方に対してごみの排出方法・マナー等について分かりやすく、効果的に普及啓発するとともに、環境イベント等の実施により日常生活において気軽に取り組みやすく、継続しやすい内容の取組への理解促進に努めること。

2　アンケート調査結果や3R推進協議会を通じて得た市民の意見が本計画にどのように反映されているかをできる限り分かりやすく提示することにより、市民、地域・団体、事業者の理解を深め、各主体の協働のもと本計画の推進を図ること。

3　本市が一事業者として自らごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、率先的な3R活動の推進を図ること。

課題2	ごみの減量において生ごみ処理機等の活用が効果的であることから、生ごみ処理機等購入費補助金の交付やキエーロの頒布など本市の生ごみの減量に向けた取組について、情報発信の強化に努める必要があります。
課題3	アンケート調査結果から市民のフードドライブへの参加やローリングストックの実施に対する興味関心の高さがうかがえるため、幅広い世代の方がフードドライブに参加し、ローリングストックを正しく実施できるよう情報発信の強化に努める必要があります。
課題4	今まで以上にごみの資源化を推進していくためには、家庭系ごみにあってはアンケート調査結果を踏まえ、市民の需要に即した資源回収品目の見直しを行うことにより家庭系ごみの資源化を促進し、事業系ごみにあっては事業者向けの事業系ごみガイドブックの普及に努め、資源物を扱う資源回収業者等の紹介を徹底することにより事業系ごみの資源化を促進する必要があります。
課題5	地域における安定的な資源分別収集を推進するためには、現行の資源集団回収の実施体制を検討する必要があります。
課題6	今まで以上にごみの適正処理を推進していくためには、家庭系ごみにあっては取扱いに注意を要するごみの適正排出を普及啓発することにより家庭系ごみの適正排出を促進し、事業系ごみにあっては事業者向けの事業系ごみガイドブックの普及に努め、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分や排出方法・ルールについて周知徹底することにより事業系ごみの適正排出を促進する必要があります。
課題7	アンケート調査結果を踏まえ、高齢化の進行に伴う家庭からの日々のごみ出し問題に対応できるよう、将来に渡り誰もが安心して生活できる収集・運搬体制を構築する必要があります。
課題8	万が一の災害に備え、災害廃棄物の処理を滞りなく進めるためには、実効性のある職員行動マニュアルの策定により職員一人一人のキャリアアップを図る必要があります。

第４章　ごみ処理基本計画

１．将来人口及びごみ排出量の見込み

（１）将来人口

図表 2-1 で示したように、本市の推計人口は、令和14年(2032年)に 115,532 人、令和19年(2037年)に116，265人が見込まれます。

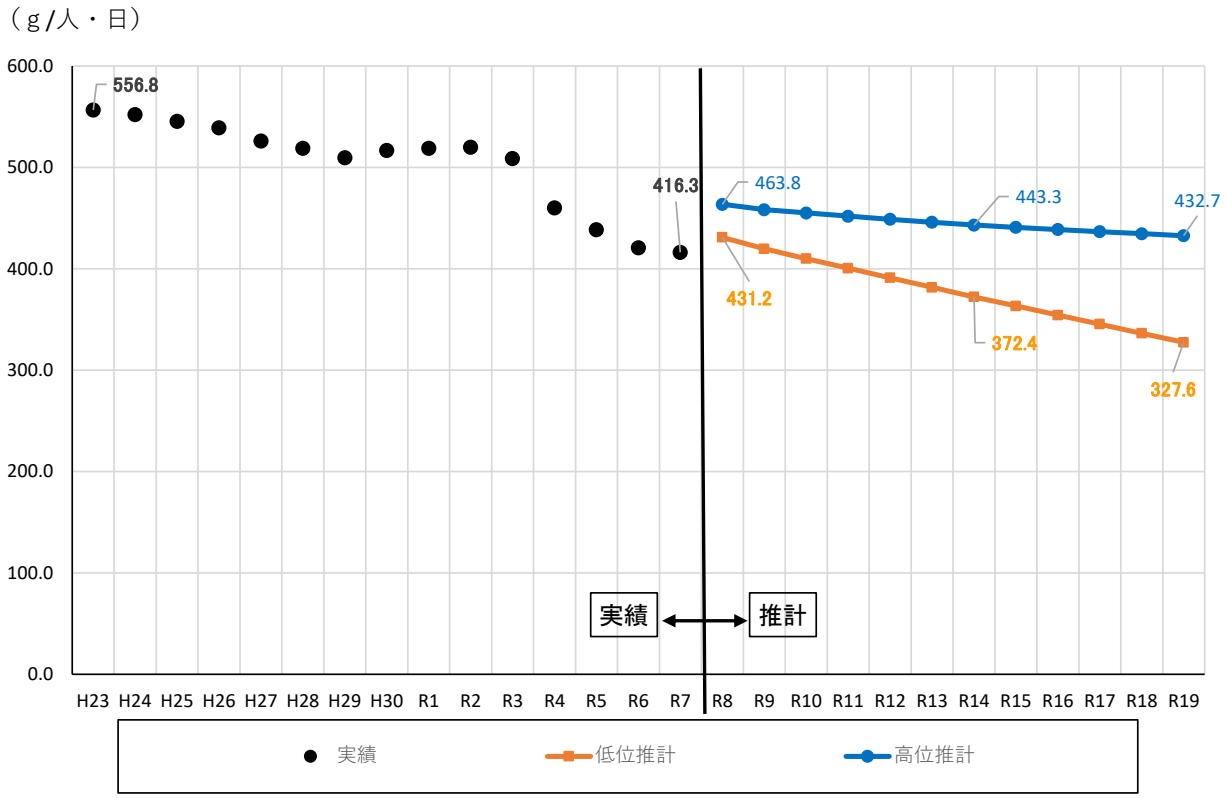
（２）ごみ排出量の見込み

①　１人１日当たりの家庭系ごみ排出量の見込み

平成23年度(2011年度)から令和7年度(2025年度)までの過去15年間における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績値を基に、これまでの減少傾向が今後も継続すると仮定し、トレンド推計を行いました。

その結果、本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、低位推計と高位推計の範囲内で推移するものとし、それぞれ令和14年度(2032年度)には「372．4～443．3g／人･日」、令和19年度(2037年度)には「327．6～432．7g／人･日」となり、今後も減少傾向が継続していくことが見込まれます。

【図表 4-1　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の見込み】

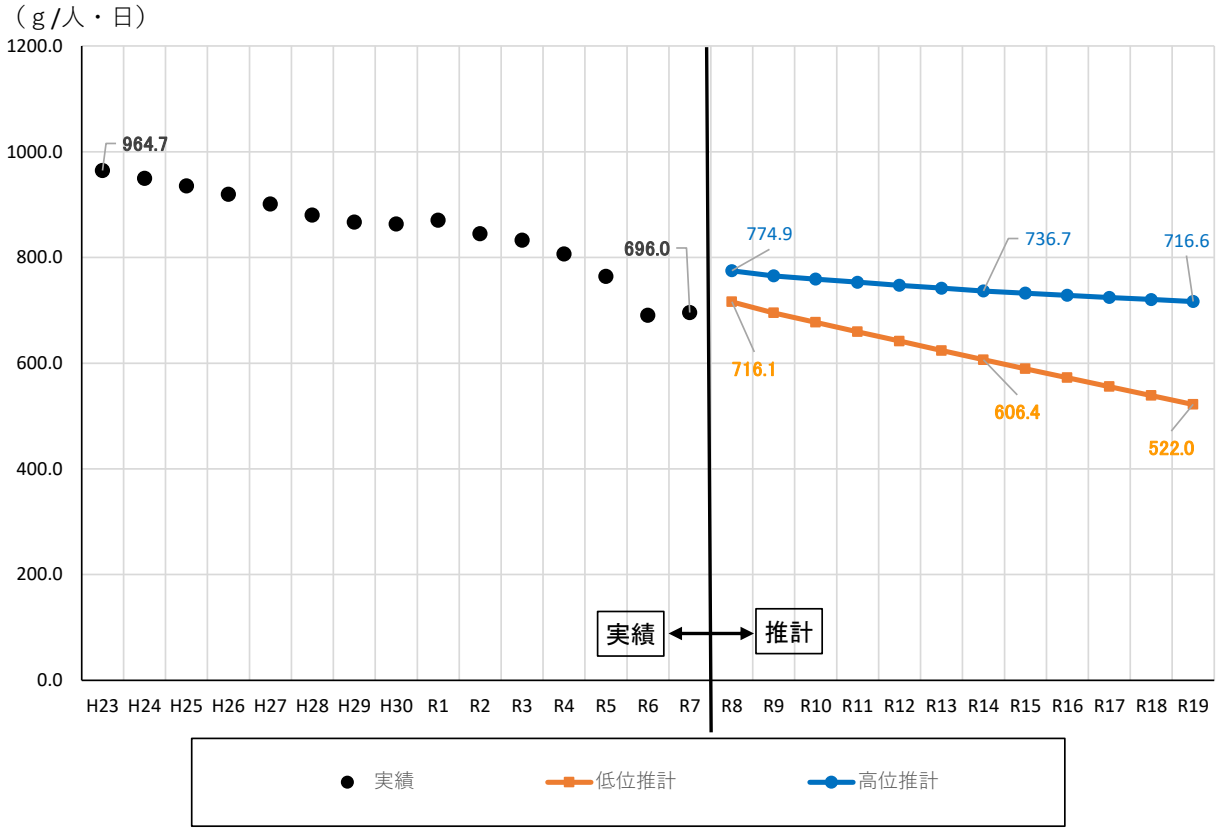


②　1人1日当たりのごみ総排出量の見込み

平成23年度（2011年度）から令和7年度（2025年度）までの過去15年間における1人1日当たりのごみ総排出量の実績値を基に、これまでの減少傾向が今後も継続すると仮定し、トレンド推計を行いました。

その結果、本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、低位推計と高位推計の範囲内で推移するものとし、それぞれ令和14年度（2032年度）には「606.4～736.7g／人・日」、令和19年度（2037年度）には「522.0～716.6g／人・日」となり、今後も減少傾向が継続していくことが見込まれます。

【図表 4-2　1人1日当たりのごみ総排出量の見込み】



2．基本理念

本市では、第7次東海市総合計画において、将来都市像を『ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい』と掲げています。また、環境側面からこの将来像を実現するため、環境分野の指針として位置付けられる第3次東海市環境基本計画では、環境ビジョンを『人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい』と掲げています。

近年、人口減少、少子化・高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化など私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような中、ごみの発生を抑制するとともに、限りある資源を有効に活用し、資源を循環させながら次世代に引き継いでいく循環型社会の形成は、持続可能なまちづくりを進める上でますます重要となっています。

ごみの問題は、市民、地域・団体、事業者、市のいずれか一者のみで解決できるものではありません。市民一人一人の日常生活における行動や、地域・団体による自主的な活動、事業者による環境に配慮した事業活動、市による制度や仕組づくりが相互につながり、それぞれの役割を果たすことにより、資源が循環する持続可能な社会の実現につながります。

こうした考え方のもと、本計画では基本理念を

みんなでつなぐ、資源がめぐるまち とうかい
～循環型社会づくりを通じて『持続可能な環境都市 とうかい』を創る～

と定めます。

この基本理念を踏まえ、市民、地域・団体、事業者、市が協働し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進するとともに、資源循環を支える仕組づくりを進めることにより、人と人、人と地域、人と自然とのつながりを育みながら、循環型社会の形成を通じて『人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい』の実現、ひいては『ともにつながり 笑顔と希望のあふれるまち とうかい』の実現を目指します。

将来都市像
ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい

環境ビジョン
人と自然が未来をつくる
持続可能な環境都市 とうかい

第5次東海市ごみ処理基本計画の基本理念
みんなでつなぐ、資源がめぐるまち とうかい
～循環型社会づくりを通じて『持続可能な環境都市 とうかい』を創る～

3．数値目標

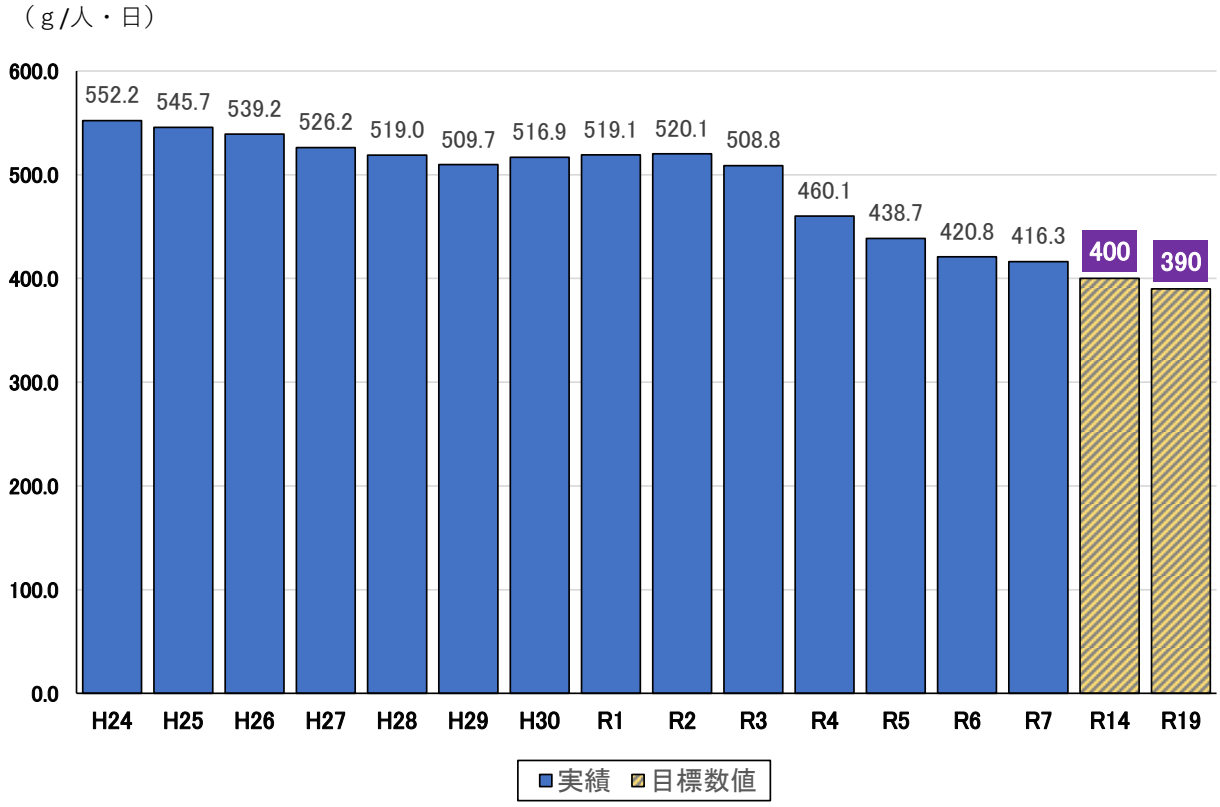
本計画では、第4次計画東海市ごみ処理基本計画と同様に、ごみ総排出量から事業系ごみ及び家庭系ごみの資源物を差し引いた「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」と「1人1日当たりのごみ総排出量」を評価指標とします。

①　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標

本市は、これまで愛知県平均を上回る削減を進め、国・県の目標値を前倒しで達成しているなど既に一定の成果を上げており、今後、さらに大幅な削減を進めることは容易ではないと考えられます。そのため、図表 4-1 に示す将来推計値を基に、令和13年度（2031年度）までは、「愛知県循環型社会形成推進計画の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の将来推計（令和6年度（2024年度）実績463gに対して令和13年度（2031年度）には440gまで削減）」を勘案して算定し、令和14年度（2032年度）以後は、緩やかな減少傾向を維持していくことが現実的であると判断し、図表 4-1 に示す高位推計を算定基礎としました。また、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の推進における具体的なごみ減量施策による削減効果を検証し、考慮した上で目標値を設定しています。

これらを踏まえ、本市の目標値を令和14年度（2032年度）に「400g／人・日」、令和19年度（2037年度）に「390g／人・日」と設定しました。

【図表 4-3　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標】



② 1人1日当たりのごみ総排出量の目標

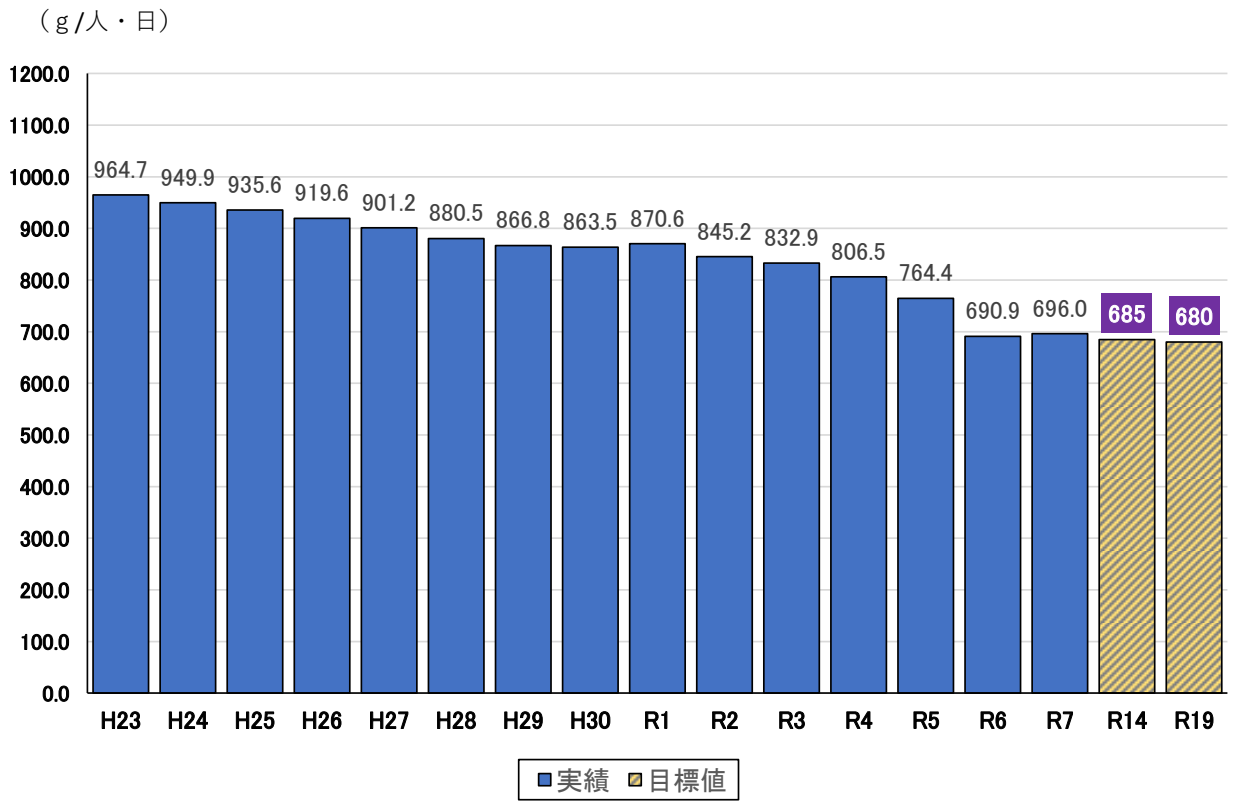
図表 4-3 で示したように、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和7年度（2025年度）実績416．3gに対して令和19年度（2031年度）には390gと、約26g削減する目標を設定しました。

この削減量の内訳としては、半分を発生抑制による削減量とし、もう半分を資源物への移行による削減量とするもので、そのため、1人1日当たりのごみ総排出量の削減に寄与する量は約13g と想定しました。

さらに、この削減量13gに、愛知県循環型社会形成推進計画の事業系食品ロスの削減目標等を勘案して、令和19年度（2037年度）の1人1日当たりのごみ総排出量の削減量を約16gと見込みました。令和14年度（2032年度）の1人1日当たりのごみ総排出量の削減量においても同様の考えに基づき算定しました。

これらを踏まえ、本市の目標値を令和14年度（2032年度）に「685g／人・日」、令和19年度（2037年度）に「680g／人・日」と設定しました。

【図表 4-4 1人1日当たりのごみ総排出量の目標】



4．基本方針と施策の体系

基本理念及び数値目標を実現するため、次に示す基本方針と施策の体系に基づき、施策を計画的に推進します。

基本方針1

市民、地域・団体、事業者、市が協働して、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進します。

基本施策１：普及啓発、情報提供、環境教育・環境学習の推進

【個別施策】
- （１）市が有する多様な情報発信メディアの特性に応じた普及啓発
- （２）市民、地域・団体、事業者の需要に即した情報提供
- （３）３Ｒ活動講座等の実施による環境教育・環境学習の推進

基本施策２：ごみの発生抑制の推進

【個別施策】
- （１）生ごみの減量に向けた取組の推進
- （２）食品ロスの削減の推進
- （３）ローリングストックの実施の促進

基本施策３：再使用、再生利用の推進

【個別施策】
- （１）資源として出せる機会の拡充
- （２）資源集団回収の実施体制の検討
- （３）事業系ごみの資源化の促進

基本施策４：市の事業者としての率先的な３Ｒ活動の推進

【個別施策】
- （１）事業系ごみの資源化の推進
- （２）季節ごとの消費の機会を捉えた取組の実施

基本方針2

安全で、安定的かつ効率的なごみの適正処理を推進します。

基本施策５：家庭系ごみの適正排出の推進

【個別施策】
- （１）ごみ指定袋制度の見直しの検討
- （２）取扱いに注意を要するごみの適正排出の普及啓発

基本施策６：事業系ごみの適正排出の推進

【個別施策】
- （１）事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別の周知徹底
- （２）不適正排出事業者への指導の徹底

基本施策７：安全で、安定的かつ効率的な収集・運搬の推進

【個別施策】
- （１）持続可能な収集・運搬体制の確保
- （２）移動困難者を対象とした収集・運搬体制の構築の検討

基本施策８：災害時における処理体制の充実

【個別施策】
- （１）災害廃棄物処理体制の強化
- （２）災害時対応と知識に関する市民への普及啓発

5．目標達成に向けた施策展開

基本施策１：普及啓発、情報提供、環境教育・環境学習の推進

市民、地域・団体、事業者それぞれがごみ問題や資源循環の重要性について理解を深め、日常生活や事業活動の中での主体的な3R行動の実践を促進するため、継続的な普及啓発、情報提供、環境教育・環境学習を推進します。

特に、今まで以上に3R活動講座等への参加の促進を図り、誰もが主体的に実践しやすい3R活動に関する情報提供に努めます。

【個別施策】

（１）市が有する多様な情報発信メディアの特性に応じた普及啓発

広報紙、市ホームページ、市公式SNS、動画配信等の多様な情報発信媒体の特性を生かしながら、ごみの分別方法、ごみの排出方法・マナー、ごみの減量化の取組事例、食品ロスの削減などの3R活動情報について、より効果的な普及啓発に努め、市民や事業者の3R行動の促進を図ります。

【コラム1】 3R活動情報とごみ分別検索機能

・「東海市3R推進ホームページ　とうかい3R」について

ここでは、家庭でできる食品ロスの削減における取組など環境に配慮した生活を送るための具体的なアクションの提案、子ども服のリユース活動・フードドライブなど暮らしに役立つ3R活動に関する情報提供等を行っています。

◀ 東海市３Ｒ推進ホームページ
とうかい３Ｒ
https://tokai3r.org/





（ホームページイメージ）

・「市ホームページ　ごみ分別検索機能」について

インターネット

https://www.city.tokai.aichi.jp/kurashi/1001699/1001700/1006481.html

又は右の二次元バーコードからアクセスする。

◀ アクセス二次元バーコード

・「市公式LINE　ごみ分別検索機能」について

① 右の二次元バーコードから市公式LINEアカウントを追加する。

② 次のとおり検索する。

◀ 市公式 LINE アカウント

ごみ分別検索をはじめ、暮らしやイベントに関する
情報がチェックできます！ぜひご活用ください☆



・「多言語版ごみと資源の出し方案内チラシ」について

「ごみと資源の出し方」を12言語で案内しています。

【言語】

ベトナム語、フィリピン語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ポルトガル語、ミャンマー語、英語、やさしい日本語

【取得方法】

取得したい媒体に応じ、それぞれ次の方法により取得する。

① データ

インターネット

https://www.city.tokai.aichi.jp/kurashi/1001699/1001700/1001706/1010975.html

又は右の二次元バーコードからアクセスする。

◀ アクセス二次元バーコード



（チラシイメージ）

② チラシ　リサイクルセンター事務所又は市役所で受け取る。

【コラム2】 市が有する情報発信メディア

メディアの名称	発信頻度
広報紙「広報とうかい」	月2回
市ホームページ	随時
市公式SNS（LINE・X・Youtube）	随時
市役所デジタル案内板	随時
太田川駅・芸術劇場デジタル案内板	月2回更新
CATV行政広報番組「インフォとうかい（文字放送）」	毎日3回（月2回更新）
コミュニティFM放送「インフォメーション東海」	毎日2・3番組（月2回更新）

（２）市民、地域・団体、事業者の需要に即した情報提供

アンケート調査結果を踏まえ、市民、地域・団体、事業者が必要とする情報を的確に把握し、ごみの分別方法、資源回収制度、補助制度、先進的な取組事例等について、対象や用途に応じた分かりやすい情報提供に努めます。

（3）3R活動講座等の実施による環境教育・環境学習の推進【重点施策】

環境イベント、出前講座等を実施し、子どもから高齢者まで幅広い世代に対する環境教育・環境学習を推進します。主に、東海市エコスクールの関連講座である3R活動講座の実施により、日常生活において気軽に取り組みやすく、継続しやすい内容の取組への理解促進に努め、また、リサイクルセンター及び西知多クリーンセンターにおける社会科見学を通じて、ごみ処理や資源循環の仕組への理解促進を図ります。

さらに、地域・団体や学校との連携のもと、実践的な学びや体験機会の充実を図るとともに、市と民間事業者の協働による環境教育等の実施について検討します。

【コラム3】 3R活動講座の主な内容

<table>
<tr><th>講座名</th><th>内 容</th></tr>
<tr><td>3Rお片付けセミナー</td><td>・令和4年度（2022年度）・令和5年度（2023年度）：家の片付け等により大量に発生するごみについて、3R活動を取り入れ、資源化等を通じ、ごみの削減を促す講座の実施
・令和6年度（2024年度）：フリマアプリの基本を学び、家の片付け等により大量に発生するごみをリユースすることにより、ごみの削減を促す講座の実施
・令和7年度（2025年度）：3Rで生前整理・住まいの再構築ができるよう実家の片付けに焦点を当て、資源を活かす手法を学ぶ講座の実施
・令和8年度（2026年度）：管理しやすく取り出しやすい防災グッズの整理収納や安心安全な住まい創りをテーマに、減災効果を上げるお片付けを学ぶ講座の実施
 
（令和８年度（２０２６年度）実施の様子）</td></tr>
<tr><td>サスティナブル☆キッズフェスタ</td><td>毎年度：不用品を活用した工作や雑貨作りを通して、3Rを楽しく学び、体感できるイベントの実施
 
（令和７年度（２０２５年度）実施の様子） （令和８年度（２０２６年度）実施の様子）</td></tr>
</table>

基本施策２：ごみの発生抑制の推進

循環型社会の形成に向けては、ごみの再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）に先立ち、ごみそのものの発生を抑制すること（リデュース）が重要であることから、市民・地域・団体・事業者が、ごみの発生抑制について理解を深め、日常生活や事業活動においてごみを出さない行動を実践できるよう、各主体によるごみの発生抑制に向けた取組の促進を図ります。

特に、食品ロスの削減を推進するとともに、食品を計画的に購入し、消費するライフスタイルの定着を促進し、ごみの発生抑制を図ります。

【個別施策】

（１）生ごみの減量に向けた取組の推進

家庭から排出される生ごみの減量を進めるため、生ごみ処理機等補助金の交付やキエーロの頒布、EM処理剤の配布を行います。

家庭での生ごみ処理機等の使用に加え、引き続き生ごみの水切り等の取組を促進するとともに、生ごみの減量に対する意識啓発を図り、生ごみの発生抑制及び資源循環を推進します。

【コラム4】 生ごみ処理機等補助金交付制度
（電動式生ごみ処理機又は生ごみ処理容器の購入費の一部を補助するもの）

補助対象物	電動式生ごみ処理機…乾燥式、バイオ式、ハイブリッド式等で、電源を必要とするもの。	
	生ごみ処理容器…コンポスト等、電源を必要とせず微生物の力で生ごみを分解するもの（キエーロを除く。）	
補助対象者	市内に住所を有し、当該年度内に生ごみ処理機等を購入した方	
補助金の額	補助対象物の購入に要した費用の1／2（100円未満切捨て）	
補助上限額	電動式生ごみ処理機	20，000円
	生ごみ処理容器	5，000円
申請方法	処理機等を購入後、当該年度末日までに必要書類をリサイクル推進課に提出する。	

【コラム5】 キエーロについて



「キエーロ」とは、土の中にいるバクテリアの力で生ごみを水と二酸化炭素に分解する、生ごみ処理システムです。堆肥を作るのではなく、生ごみを自然の力で減量・消滅させる仕組で、電気を使わずランニングコストもほとんどかかりません。

【主な特長】

- 庭やベランダに設置でき、日当たり・風通しの良い場所で使用できる。
- 土は繰り返し使え、増減しない。
- 生ごみを減らし、可燃ごみの減量や臭いの軽減につながる。
- 使用済食用油やラーメンの汁なども投入できる。
- 正しく使えば虫や臭いは発生しにくい。



※キエーロは、気温や土の状態によって分解速度が変わります。夏は早く、冬はゆっくり分解します。本市では、家庭で無理なく生ごみを減らす方法として活用を推奨しています。

【コラム6】 EM 処理剤について

■EM処理剤の配布場所

リサイクルセンター事務所、市役所、しあわせ村、市民体育館、緑陽コミュニティセンター、上野公民館、富木島公民館、船島市民館、加木屋市民館、三ツ池市民館、加木屋南市民館

■EM処理剤の使用方法

《用意するもの》

- 容　器　…１０Ｌ程度の大きさの密封容器（ふた付きのバケツのようなもの）
  園芸用品店などで購入できます。
- 生ごみ　…細かくして水をよく切るのがコツです。
  ビニール、アルミ箔などの異物を混ぜないようにしてください。
- EM処理剤…１箇月約４００g（１袋）

《作りかた》

① よく水を切った生ごみを密封容器に入れます。

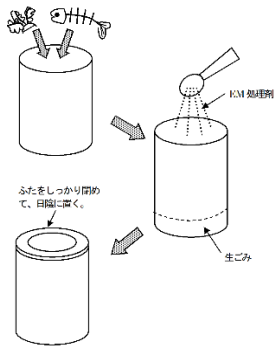
② 生ごみの上に、EM処理剤をまんべんなく（大さじ1～2杯程度）振りかけます。

③ 空気が入らないように容器のふたをしっかり閉めます。

④ 容器がいっぱいになるまで①～③を繰り返します。
※容器に水（液肥）が溜まったら、抜きます。
液肥は、５００倍に薄めて台所やトイレに流すと配管のニオイやヌメリ取りになります。

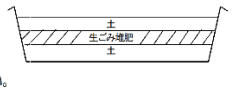
⑤ １０日ほど日陰に置いて発酵させます。

⑥ ふたを開けて、甘酸っぱい発酵臭がしたら「生ごみ堆肥」の出来上がりです。

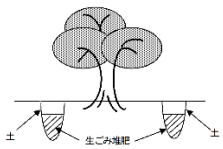


《使いかた》

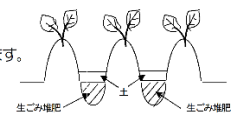
・ プランターで使う場合
土を1／3の深さまで入れて、その上から「生ごみ堆肥」を入れます。生ごみ堆肥の上に土をかぶせ、１週間以上経ってから種や苗などを植えてください。



② 庭で使う場合
穴を何箇所か掘って、「生ごみ堆肥」を入れ、土をかぶせます。
生ごみ堆肥が根に直接触れないようにしてください。



③ 畑で使う場合
ウネとウネの間に「生ごみ堆肥」を入れ、上に7～8cmくらい土を盛ります。



（2）食品ロスの削減の推進【重点施策】

食品ロスの削減の推進については、「第5章　食品ロス削減推進計画」に従って取組を進めます。

（3）ローリングストックの実施の促進【重点施策】

市民のローリングストックの実施に対する興味関心の高さがアンケート調査結果からうかがえるため、普段の食品・日用品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えながら古いものから計画的に消費し、消費した分を新たに買い足すというサイクルを繰り返すことにより、常に一定量の食品・日用品が家庭で備蓄されている状態を保つ「ローリングストック」の考え方の普及を図ります。防災対策と食品ロスの削減を両立する取組として、市民への普及啓発に努め、実施を促進します。なお、ローリングストックの実施により不要となった市の備蓄非常食等については、環境部門・防災部門・福祉部門による部門間連携のもと、市内の公立保育園、私立保育所等に配布するとともに、フードバンク等に寄付しており、今後も部門間で共通認識を持ち、これらを実施するよう努めます。

【コラム7】ローリングストックの実施方法

「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。

【ポイント】

- 費用、時間の面で、普段の買い物の範囲でできる。
- 買い置きのスペースを少し増やすだけで済む。



※できれば１週間分を備えましょう



非常食

災害時の備えとして用意し
主に災害時に使用するもの
【非常食は、場面に応じて日常でも利用が可能】

日常食品

Stock
日常から使用し、かつ、
災害時にも使用するもの
【ローリングストック】

※主に災害時に使用する「非常食」だけでなく、日常で使用し、災害時にも使えるものを「ローリングストック」としてバランス良く備えることが大事です。また、外出中に災害が発生することを考えて、普段から持ち歩く飲料水やチョコレートなどの「持ち歩き用品」も備えておけば万全です。

出典：農林水産省_簡単！「ローリングストック」
https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/（令和8年(2026 年)8 月 3 日閲覧）

基本施策３：再使用、再生利用の推進

限りある資源を有効に活用し、資源が循環する持続可能な社会を実現するため、市民、地域・団体、事業者による再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の取組の促進を図ります。

特に、市民の需要に即した資源回収品目の見直しを行うことにより家庭系ごみの資源化を進め、市民が資源として排出しやすい環境づくりを推進します。

【個別施策】

（１）資源として出せる機会の拡充【重点施策】

今まで以上に廃食用油・木材の資源化の普及啓発に努め、資源化の定着を図ります。

また、アンケート調査結果から紙類・びん類の資源化の需要が高まっていることがうかがえるため、市主体によるびん類の店頭回収や紙類の資源回収の拡充、公共施設における資源回収の拡充について検討するとともに、リユースショップの活用による不要品の再使用の促進、民間事業者による資源回収ボックスの設置場所を分かりやすく周知するためのマップの作成等により、市民が資源として排出しやすい環境づくりを推進します。

【コラム8】 廃食用油の資源回収

回収場所	・リサイクルセンター内資源分別収集常設場と市内13箇所の拠点場 ・市役所、しあわせ村、市民体育館、緑陽コミュニティセンター、富木島公民館、加木屋市民館の回収ボックス
排出方法	冷ました植物性油※1をこして、ペットボトル又はプラスチックボトルに入れ※2、容器のまま回収場所に設置しているキャビネット又はコンテナに入れる。  ※1 液体状の植物性の食用油に限る。動物性油脂、鉱物油、化学合成油は禁止。 ※2 容器を持ち帰りたい場合は、資源分別収集常設場・拠点場に設置しているタンクに直接流す。
資源化の方法	SAF※3の原材料  ※3 石油ではなく、廃食用油（使用済食用油）などを原料とする次世代の航空燃料のこと。

【コラム9】 木材の資源回収

回収品目	・木材（長さ150㎝、太さ直径15㎝以内。DIYや工作の端材等。） ・剪定枝（長さ150㎝、太さ直径15㎝以内。木の根は不可。） ・刈草・葉（農作物は不可。花や落ち葉は可。） ・竹（長さ150㎝、太さ直径15㎝以内。たけのこや根は不可。竹の皮は可。） ・木製家具（ガラス、金属、布等の異素材がついたものは不可。取っ手、ネジ、スライドレール程度は可。）
回収場所	リサイクルセンター内の木材回収ヤード （木材、剪定枝、竹回収の様子）  （刈草、葉回収の様子）  （木材家具回収の様子） 
資源化の方法	チップ化し、バイオマス燃料などの原材料

（2）資源集団回収の実施体制の検討

地域における資源循環の推進と地域コミュニティの活性化を図るため、地域・団体による資源集団回収の継続・充実に向けた実施体制について検討します。

また、地域活動の担い手不足、高齢化等の課題を踏まえ、持続可能な実施体制の構築を図ります。

【コラム10】 資源集団回収報償金交付制度

（地域の町内会・自治会、子ども会など資源集団回収実施団体が実施した資源集団回収に報償金を交付するもの）

「資源集団回収」は、実施団体が主体となり資源回収を行う活動です。

回収品目は、紙類、布、缶類、びんの4品目で、月1回や隔月など各実施団体が定めるペースで資源回収を行っています。

市からは、その回収量に応じて1kg当たり6円の報償金が実施団体に支払われます。回収を実施するに当たっては、市への実施団体の登録申請が必要になりますが、町内会・自治会だけでなく、近隣住民で構成した団体などの任意団体においても登録を行うことができます。



（資源集団回収の様子）

（3）事業系ごみの資源化の促進

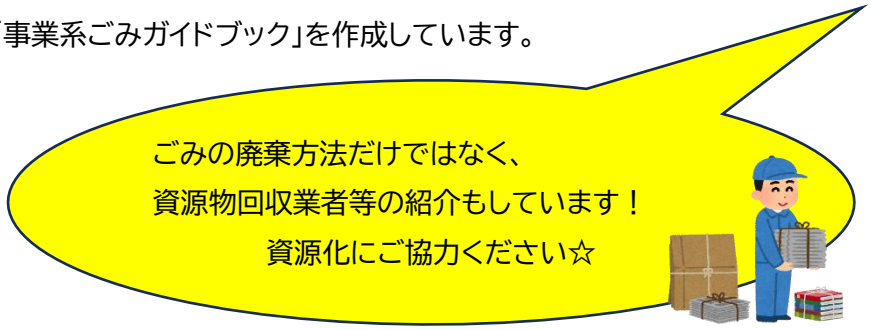
事業系ごみガイドブックの普及に努め、資源物を取り扱う資源回収事業者等の紹介や資源化に関する情報提供を行うことにより、紙類や食品廃棄物等の分別の徹底及び資源化を促進するとともに、事業系ごみの減量に対する意識啓発を図り、事業系ごみの発生抑制及び資源循環を推進します。

また、資源回収事業者等との連携のもと、資源回収ルートの活用や優良事例の共有を促進し、事業者が資源循環の担い手として主体的に取り組む環境づくりを推進します。

【コラム11】 事業系ごみガイドブック

事業活動に伴って出る廃棄物は、法令により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。家庭系ごみの処分方法とは異なる点が多いため、よく確認してから処分しなければなりません。

本市では、事業系ごみの処理方法を紹介するガイドブック「事業系ごみガイドブック」を作成しています。



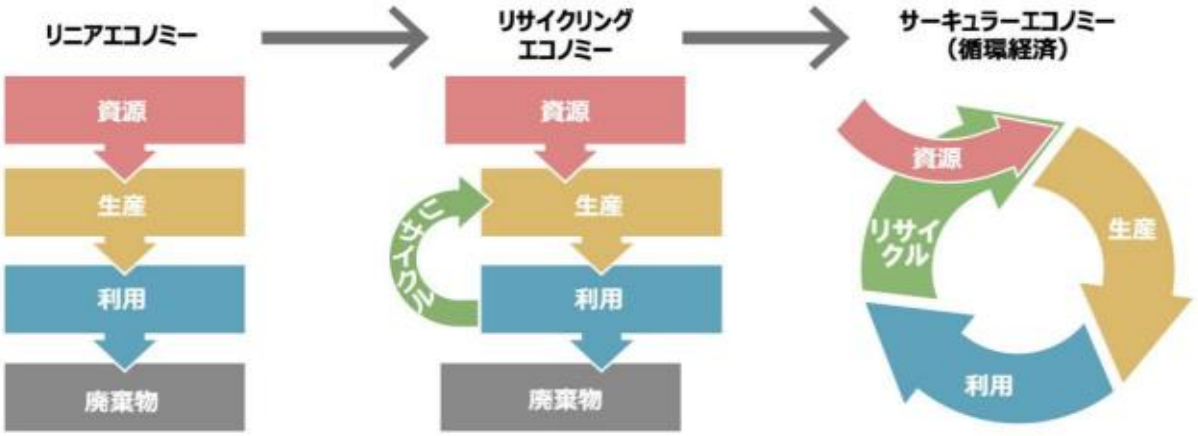
▲ 市ホームページ

https://www.city.tokai.aichi.jp/kurashi/1001699/1001700/1003103/1010115.html

【コラム12】サーキュラーエコノミーの取組

サーキュラーエコノミーとは、「従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの」で、温室効果ガスの排出やエネルギーの使用の抑制にもつながります。

【サーキュラーエコノミーのイメージ】



出典：愛知県「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」

本市では、サーキュラーエコノミーの取組の1つとして、ペットボトルの水平リサイクル「ボトルtoボトル」を実施しています。ボトルtoボトルの実施により新たな石油由来原料を使用することなく、何度も国内循環することが可能となります。また、従来のリサイクル方法と比べ、ペットボトル1本当たりのCO_2排出量を約60%削減することができます。

【ボトルtoボトルのイメージ】



基本施策４：市の事業者としての率先的な３Ｒ活動の推進

市役所をはじめ公共施設等において、市民や事業者の模範となる環境負荷の低減に配慮した事業活動を実施するなど、市が一事業者として自らごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、率先的な3R活動を推進します。

【個別施策】

（１）事業系ごみの資源化の推進

市役所をはじめ公共施設等から排出されるごみについて、紙類や使用済製品等※1の分別の徹底及び資源化を推進するとともに、使い捨て製品の使用抑制や製品の長期利用、グリーン購入※2等を実施し、市の事業活動に伴うごみの発生抑制及び資源循環を推進します。

※1 使用済製品等には、使用済みの家電製品、書籍、おもちゃ、衣料品、貴金属、家具、食器等の幅広い製品等が含まれています。

※2 「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。

（２）季節ごとの消費の機会を捉えた取組の実施

年末年始、歓送迎会シーズン等の季節ごとの消費機会を捉え、食べ切り運動や食品ロスの削減に向けた取組を実施することにより、ごみの減量に対する意識啓発を図るとともに、市役所職員が各事業の実施において適量購入や食品の有効活用を実践し、市が率先してごみの発生抑制及び資源循環を推進します。

基本施策５：家庭系ごみの適正排出の推進

家庭系ごみの適正排出を促進するため、市民がごみの分別方法や排出方法を正しく理解し、適正に排出できる環境づくりを推進します。

特に、近年、国において重要視されているリチウムイオン電池による火災事故等の防止の観点から、小型充電式電池をはじめとする取扱いに注意を要するごみの適正な排出方法について普及啓発及び周知徹底に努めます。

【個別施策】

（１）ごみ指定袋制度の見直しの検討

ごみの減量化、適正排出の促進、収集・運搬の効率化等の観点から、アンケート調査結果を踏まえ、ごみ指定袋の仕様や配布枚数のあり方について見直しを検討します。

（２）取扱いに注意を要するごみの適正排出の普及啓発 【重点施策】

ごみ収集車やごみ処理施設における火災事故等を防止するため、スプレー缶、小型充電式電池、ライター等の適正な排出方法について普及啓発及び周知徹底に努めます。

また、水銀使用廃製品や乾電池についても、環境への影響や安全性に配慮した適正な排出方法について普及啓発及び周知徹底に努めます。

基本施策６：事業系ごみの適正排出の推進

事業系ごみの適正排出を促進するため、事業者に対し、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分や排出方法・ルールについて周知徹底に努めます。
また、関係事業者との連携のもと、不適正排出事業者への指導の徹底に努めます。

【個別施策】

（１）事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別の周知徹底

事業系ごみガイドブックの普及に努め、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分や排出方法・ルールについて周知徹底を図ります。

（２）不適正排出事業者への指導の徹底

不適正排出の防止のため、西知多クリーンセンターにおけるごみ収集車の展開検査を実施するとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者との連携のもと、排出事業者責任について周知徹底に努め、不適正排出事業者への適切な指導の徹底を図ります。

基本施策７：安全で、安定的かつ効率的な収集・運搬の推進

市民の日常生活を支えるごみ収集サービスを将来にわたり継続して提供するため、安全で、安定的かつ効率的な収集･運搬を推進します。

特に、高齢化の進行等によりごみ出しが困難となる市民への対応について検討し、誰もが安心してごみを排出できる環境づくりに努めます。

【個別施策】

（１）持続可能な収集･運搬体制の確保

委託事業者との連携のもと、安全かつ効率的にごみ集積場所回収･有料粗大ごみ収集を実施することにより、市民が違法な廃棄物回収業者等（家庭等から廃棄物として排出されたものを無許可で回収し、不適正処理･輸出等を行う回収業者、輸出業者等）を利用することを防ぎ、家庭系ごみの適正排出の確保に努めるとともに、今まで以上にパトロールの強化に努めることにより、安定的な収集･運搬体制の確保を図ります。

【コラム13】 有料粗大ごみ収集の有効活用

「急な引っ越し等で一度に大量のごみや資源が出てしまう場合」や
「西知多クリーンセンターへの直接持込みを要するごみについて持込手段がない場合」
にぜひご活用ください☆

【申込方法】

いずれかの方法により申込フォームにアクセスし、申込みをする。

▲ アクセス二次元バーコード

① インターネット
https://www.city.tokai.aichi.jp/kurashi/1001699/1001700/1001706/1001718.html
又は右の二次元バーコードからアクセスする。



② 市公式LINEから右のとおりアクセスする。

【注意事項】

･回収希望日の3営業日前までは申込フォームから申込みをすること。直近の場合には、電話でリサイクルセンター事務所まで問合せをすること。

･当日は、現場で立会いを行い、係員の指示に従うこと。

･家屋の中での作業は行わないため、2トンのごみ収集車両が進入できる場所までごみを出すこと。

･可燃と不燃は分別し、それぞれまとめておくこと。

･袋を使う場合は、透明又は半透明の袋を使用し、外から中身が確認できる状態にすること。（中身の確認できない黒い袋入りや段ボール詰めのごみは収集しないもの。）

･枝は束ね、草花等は袋に入れ、運びやすいようにすること。

･西知多クリーンセンターで処理できないものや、量に制限があるものがあるため、「ごみと資源の出し方」を参照の上、家電リサイクル法対象廃棄物や処理困難物など搬入禁止物について事前に確認すること。

【コラム14】 カラス等対策用ネットの正しい被せ方

ごみ集積場所は、町内会・自治会の加入の有無に関わらず、ごみ集積場所を利用している方全員で管理する必要があります。カラス等にごみ集積場所を荒らされると、ごみが散乱し、掃除も大変です。カラス等に荒らされないように、協力してごみ集積場所を管理していきましょう。

●家の近くではないごみ集積場所にごみを出してはいけません。

●車から降りず、車に乗ったままごみを出すことは絶対にやめてください。

●カラス等の被害に合わないために、ごみにネットを隙間なく被せてください。





一人一人がルールをきちんと守り、
ごみ集積場所をきれいな状態に保ちましょう！

（2）移動困難者を対象とした収集・運搬体制の構築の検討 【重点施策】

アンケート調査結果から高齢者のごみ出しやごみの分別への影響に対する不安の高さがうかがえるため、高齢化の進行に伴う家庭からの日々のごみ出し問題に対応できるよう、福祉部門・環境部門による部門間連携、社会福祉協議会や地域・団体との連携のもと、ごみ集積場所までごみを運ぶことが困難な高齢者や障がい者など移動困難者を対象とした公共による個別回収や福祉的な支援などごみ出し支援のあり方について検討し、誰もが安心して生活できる収集・運搬体制の構築を目指します。

基本施策８：災害時における処理体制の充実

大規模地震や風水害等の災害により生じた災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、災害発生後の市民生活の早期復旧・復興につなげるため、災害廃棄物処理体制の充実を図ります。

具体的には、東海市災害廃棄物処理計画に基づく各種マニュアルの整備や職員の知識・対応力の向上を図るとともに、市民への普及啓発を推進します。

【個別施策】

（１）災害廃棄物処理体制の強化

東海市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に担当職員が実施すべき行動を示したマニュアルや一次仮置場の設置・運用方法を示したマニュアルの策定を進めます。

（２）災害時対応と知識に関する市民への普及啓発

災害時におけるごみの分別方法、排出方法、仮置場の利用方法等について市民への周知・啓発を行い、平時から市民の災害廃棄物への理解促進に努めるとともに、簡易トイレや携帯トイレの使用方法、備蓄の重要性など災害時の生活環境の維持に必要な知識の普及に努めることにより、市民の適切な行動を促します。

第５章　食品ロス削減推進計画

１．基本的事項

（１）計画策定の趣旨

本市における食品ロスの削減(まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいいます。)に向け、市民、地域・団体、事業者、市が連携して取り組むため、食品ロス削減推進計画を策定するものとします。

（２）計画の位置付け

この計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、市町村が国の基本方針及び都道府県の食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する「食品ロス削減推進計画」として位置付け、食品ロスの削減の推進に関する法律、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和7年(2025年)3月公表)及び愛知県食品ロス削減推進計画と連携・整合を図ります。

（３）計画の計画期間

この計画は、第5次ごみ処理基本計画の計画期間に合わせ、令和9年度(2027年度)から令和19年度(2037年度)までの11年間とし、令和14年度(2032年度)には、次期愛知県食品ロス削減推進計画を参照の上、必要に応じ、中間見直しを行うものです。

２．本市の食品ロスの状況及び課題

（１）家庭系食品ロスの状況

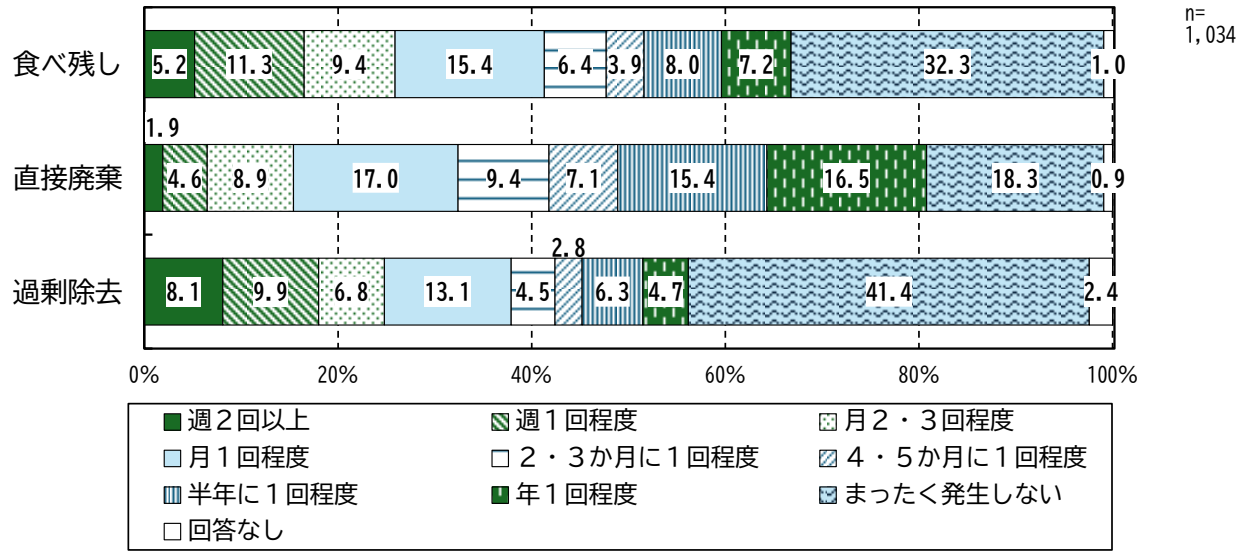
「家庭系食品ロス」とは、各家庭から発生する食品ロスをいいます。アンケート調査結果は、図表 5-1～5-3 に示すとおりです。

① 食品ロスの発生頻度

「食べ残し(作りすぎて、食べ切れないこと)の状況」及び「過剰除去(野菜の皮など食べることができるところまで厚くむき、捨てること)の状況」における「まったく発生しない」の割合については、「直接廃棄(期限切れ等により手つかずのままで捨てること)の状況」における「まったく発生しない」の割合に比べて高くなっています。

また、食べ残し、直接廃棄、過剰除去のいずれにおいても、「まったく発生しない」の割合の次に「月1回程度」の割合が高くなっています。

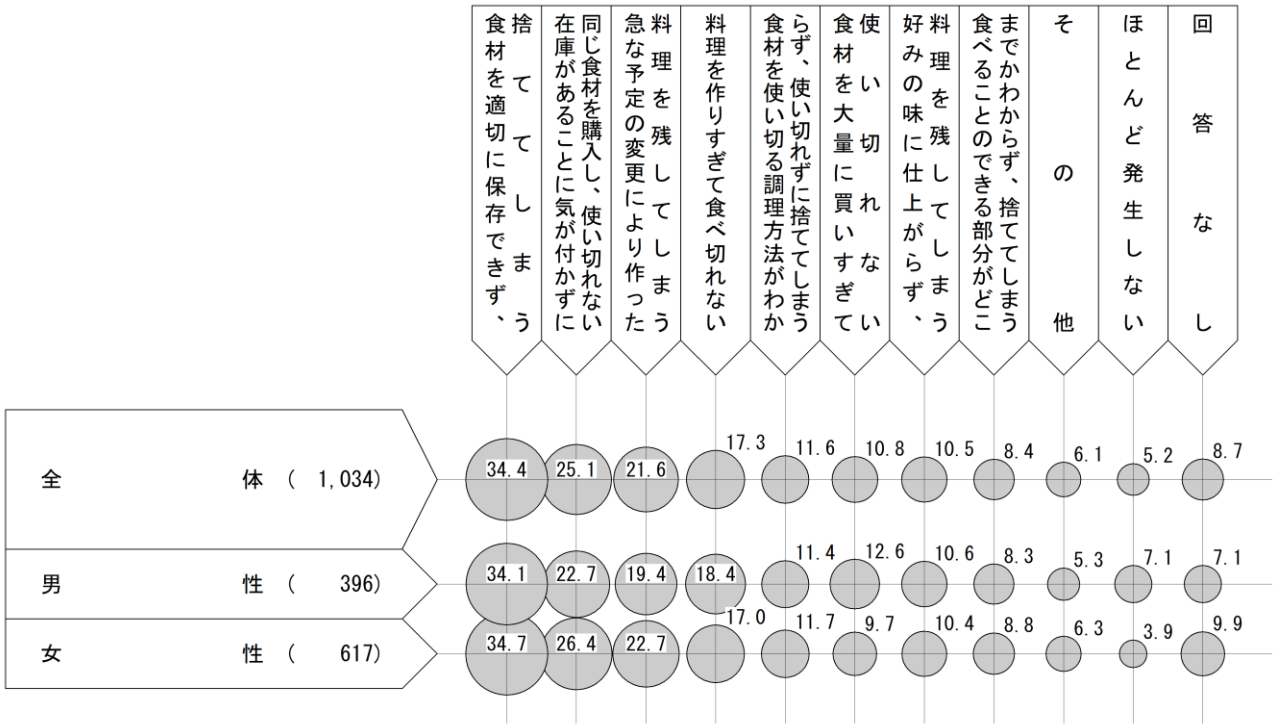
【図表 5-1　アンケート調査結果(問 21　食品ロスの発生頻度)】



②　食品ロスの発生理由

「食材を適切に保存できず、捨ててしまう」が最も割合が高く、次いで「在庫にあることに気が付かずに同じ食材を購入し、使い切れない」、「急な予定の変更により作った料理を残してしまう」と続いており、直接廃棄によるものが高くなっています。

【図表 5-2　アンケート調査結果(問 22　食品ロスの発生理由)】



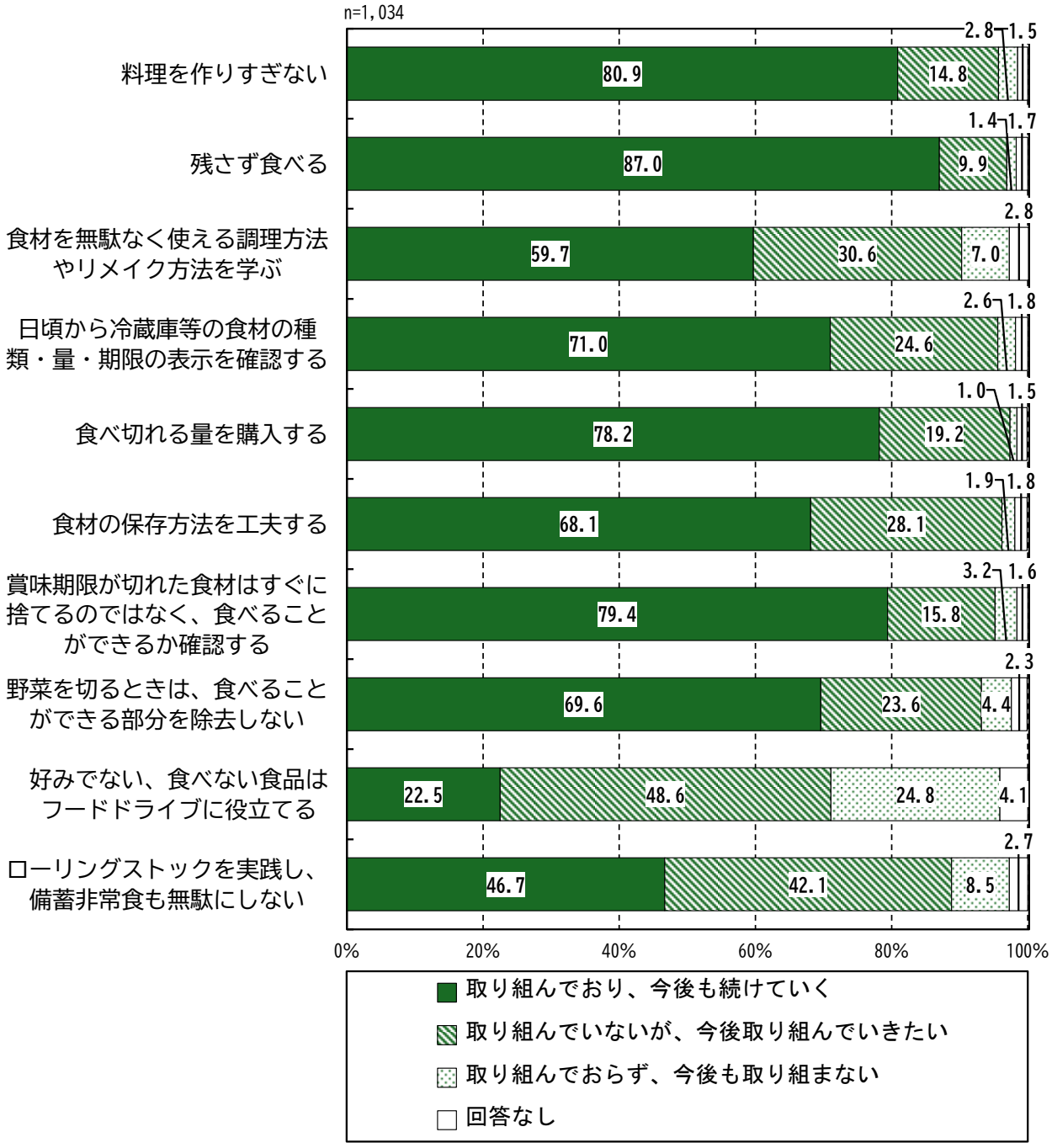
③　食品ロスを減らすための取組状況と今後の取組意向

「好みでない、食べない食品はフードドライブに役立てる」、「ローリングストックを実践し、備蓄非常食も無駄にしない」以外の取組における「取り組んでおり、今後も続け

ていく」の割合は、いずれも5割を超えており、食品ロスの削減に対する市民意識の高さがうかがえます。

また、「取り組んでいないが、今後取り組んでいきたい」の割合については、「好みでない、食べない食品はフードドライブに役立てる」が最も高く、次いで「ローリングストックを実践し、備蓄非常食も無駄にしない」と続いています。

【図表 5-3　アンケート調査結果（問 23　食品ロスを減らすための取組状況と今後の取組意向）】



（2）事業系食品ロスの状況

「事業系食品ロス」※とは、食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）から事業活動を伴って発生する食品ロスをいいます。

令和7年度（2025年度）に愛知県が行った推計によると、令和6年度（2024年度）における本市の事業系食品廃棄物量は「9，367t」、事業系食品ロス量は「1，589t」と推計されており、食品廃棄物に占める食品ロスの割合は17．0%となっています。

業種別にみると、食品廃棄物量において食品製造業が7，401tと全体の約8割を占め、食品ロス量においても690tと最も多くなっています。次いで、食品ロス量においては、外食産業が504t、食品小売業が 383t となっており、これら3業種で食品ロス量のほぼ全量を占めています。

一方、食品廃棄物に占める食品ロスの割合は、食品小売業が50．6%と最も高く、食品卸売業が46．2%、外食産業が42．6%と続いており、食品製造業の9．3%を大きく上回っています。

こうした業種ごとの発生状況を踏まえ、食品製造業における食品ロスの発生抑制に加え、食品小売業や外食産業における売れ残りや食べ残しの削減など、各業種の特性に応じた取組を推進していくことが重要です。

【図表 5-4　本市における事業系食品ロス量等（令和6年度（2024年度）推計）】

項目	単位	食品廃棄物	食品ロス	食品廃棄物に占める食品ロス割合
食品製造業	t	7,401	690	9.3%
食品卸売業	t	26	12	46.2%
食品小売業	t	757	383	50.6%
外食産業	t	1,184	504	42.6%
食品産業計	t	9,367	1,589	17.0%

【備　考】

※　本計画の対象となる事業系食品ロスは、食品卸売業、食品小売業及び外食産業から事業活動を伴って発生する食品ロスとします。

（3）食品ロスの課題

食品ロス発生量の削減について、国では、家庭系食品ロスにあっては「第5次循環型社会形成推進基本計画（平成6年（1994年）8月閣議決定）」において、平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに家庭系食品ロス発生量を半減させ（216万トン）、事業系食品ロスにあっては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和7年（2025年）3月公表）」において、平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに事業系食品ロス発生量を60%削減させる（219万トン）という目標を設定しています。本市では、近年、ごみ袋開袋調査※等の実態把握調査による家庭系食品ロス発生量の現況推計を実施していない状況にあります。この計画を推進するためにも、まずは、本市における家庭系食品ロス発生量の現況推計を進めることが望ましいと考えるため、愛知県における食品ロスの現況推計の方法を踏まえ、家庭系ごみのごみ袋開袋調査の実施を検討する必要があります。

また、食品ロスに対する住民意識について、国では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とするという目標を設定しています。

本市では、アンケート調査結果から食品ロスの削減に対する市民意識の高さがうかがえますが、依然として、直接廃棄による食品ロスの発生が多いことやフードドライブへの参加が定着していないことから、環境イベント等の実施により今まで以上に食品ロスの削減に対する市民意識の醸成を図る必要があります。

※「ごみ袋開袋調査」とは、家庭から排出されるごみ袋を収集・開袋をし、家庭から排出されるごみに含まれる食品ロスの特徴や重量を把握する調査をいいます。

3．食品ロスの削減に向けた施策

食品ロスの削減に当たっては、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程において、市民、地域・団体、事業者、市が自らの役割と行動を理解し、連携して取組を進めることが重要です。食べ物を無駄にしないという意識の定着を図り、食品ロスの発生抑制と食品としての有効活用の取組を進めた上で、最終的に食品廃棄物※として発生するものについては、再生利用（飼料化、肥料化等）を促進する必要があります。このような視点に基づき次のとおり施策を展開します。

※「食品廃棄物」とは食品ロスに加え、魚や肉の骨等食べられない部分を含むものをいいます。

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等

・3R活動講座等による食品ロスの削減に関する知識の普及啓発、フードドライブへの参加及びローリングストックの実施の促進等
・食べ切り・使い切りの啓発
・キエーロ・EM処理剤の使用方法の普及
・市と民間事業者の協働による食品ロスの削減に関する教育等の実施の検討
・季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信
・食品ロス削減月間（10月）・食品ロス削減の日（10月30日）における食品ロスの削減に対する市民意識の醸成
・食品ロス削減レシピ（料理レシピサイト「クックパッド」内の「消費者庁のキッチン」に多数掲載）の普及
・市民が日記形式で食品ロスの発生内容や発生原因を記録する「食品ロスダイアリー」の活用やスマートフォンによる冷蔵庫内の写真撮影の推奨
・生鮮野菜の保存方法を記載したチラシや冷蔵庫お片付けパンフレットの作成の検討

（2）食品関連事業者等の取組に対する支援

・事業系食品廃棄物※1の資源化の促進
・市と民間事業者の協働による食品ロスの削減に関する教育等の実施の検討（再掲）
・外食事業者の食品ロスの削減に関する取組事例の周知
・フードシェアリングサービス※2の活用の検討

※1「事業系食品廃棄物」とは食品関連事業者から事業活動を伴って発生する食品廃棄物をいいます。

※2「フードシェアリングサービス」とは、そのままでは廃棄にされてしまう食品と購入希望者とのマッチングサービスをいいます。

（3）実態調査等

・本計画の中間見直しにおける食品ロスの削減に対する市民意識調査の実施
・家庭系ごみのごみ袋開袋調査の実施

（4）情報の収集及び提供

・先進的な取組や優良事例に関する情報を収集し、その情報を市が有する多様な情報発信メディアを通じて広く提供する。

（５）未利用食品等を提供するための活動の支援等

・NPO、社会福祉協議会、民間事業者等との連携による市民のフードドライブへの参加を促す情報発信の強化
・市民がアクセスしやすいフードドライブの回収拠点の整備
・市の備蓄非常食の更新時におけるフードバンク※への提供の推進

※「フードバンク」とは、食品企業の製造過程で発生する規格外品等を引き取り、食品を必要としている福祉施設等に無償で提供する団体のこと。

第６章　計画の推進

１．各主体の役割

本計画を円滑に推進していくためには、市民、地域・団体、事業者、市がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、主体的に積極的に取組を実施するともに、相互に連携し、協働して進めていくことが重要です。各主体の役割を整理すると、次のとおりです。

主体	範囲	役割
市民	市内に在住する方	自らがごみの排出者であり、環境への負荷をかけているという責任を有しているとともに、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚し、環境への負荷を低減したライフスタイルへの転換を図っていくことが必要です。また、ごみ問題だけではなく、環境負荷の低減に対する関心と理解を深め、循環型社会づくりを推進する取組に積極的に参加し、協力することが必要です。
地域・団体	コミュニティ、町内会・自治会、市内で活動する市民活動団体・NPO※	各主体による循環型社会づくりに関する理解や活動を促進して意識啓発を図るとともに、連携・協働のつなぎ手となることが必要です。
事業者	市内で事業活動を行っている事業者・NPO	**【排出事業者】** その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択の段階から生産工程、流通・販売過程まで可能な限り廃棄物の発生を抑制する工夫を行い、余った原材料等は、再使用、再生利用を徹底して行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、資源化を最優先し、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要です。 **【廃棄物処理業者】** 廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、適正な処理を確保することはもとより、廃棄物の減量・資源化に資することが必要です。廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し、生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する市民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要です。
市	東海市	一般廃棄物の処理責任者として、廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報発信を行うことにより、市民、地域・団体、事業者の自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保することが必要です。また、適正な循環的利用や適正処分を進めるため、県・他市町村との連携等により広域的な取組を図り、関係法に基づく回収体制の構築や市民への周知徹底に努めることが必要です。

※　NPOは、組織活動内容によって、「地域・団体」、「事業者」のどちらにも属することがあります。

2．推進体制

本計画は、東海市ごみ対策本部において基本的施策の実施について協議し、東海市3R推進協議会において進行管理を行い、国・県・近隣市との連携を図りながら、推進していきます。

【東海市3R推進協議会】

市内に住所を有する者、事業者を代表する者、NPOを代表する者、コミュニティを代表する者で構成され、ごみ処理基本計画の推進状況について、協働による進行管理を行うとともに、3R活動を推進するための提案や意見交換、3R活動とごみ処理の現状及び課題についての提言、3R活動とごみ処理に関する中長期的な目標及び施策に関する提案を行います。

【東海市ごみ対策本部】

資源の有効利用及びごみの減量化に関する基本的施策の実施に当たって、関係部局と横断的な調整・連携を行うことにより、全庁的に統一のとれた推進体制の確保を図ります。

3．進行管理

本計画は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行います。

本計画の進行管理に当たっては、毎年度、施策の実施状況、目標の達成状況等について把握し、東海市3R推進協議会に報告し、計画の進捗状況を評価します。また、計画の進捗状況を踏まえて必要に応じ施策の見直しを図り、毎年度策定する東海市一般廃棄物処理計画（実施計画）に反映し、取組を推進します。

